
図書館の自由

第 91 号 (2016 年 2 月)

日本図書館協会 図書館の自由委員会

<も く じ>

1. 図書館の自由に関する事例

- (1) [神戸高校旧蔵書貸出記録流出について\(調査報告\)](#)
 - (2) [神戸児童連続殺傷加害者手記『絶歌』をめぐってー関連資料 その 2](#)
 - (3) [学会発表から](#)
 - ・大谷康晴ほか「公共図書館における「絶歌」の収集と提供」
 - ・安光裕子「公立図書館における「有害図書」の取扱いに関する一考察」
 - ・大谷康晴ほか「図書館の資料選択の論理:『絶歌』の所蔵状況を通じて」
 - (4) [海外のニュース](#)
 - ・全米情報基準機構(NISO)、図書館などにおける利用者のデジタルプライバシーについての原則
 - ・シカゴの学校司書の解雇が生徒たちの抗議によって撤回
2. [新聞・雑誌記事スクラップ](#)
 3. [平成 27 年度第 101 回全国図書館大会 東京大会](#)
 4. [お知らせ](#)
-

1. 図書館の自由に関する事例

(1) 神戸高校旧蔵書貸出記録流出について(調査報告)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/toshocard2015.html>

2015 年 11 月 30 日

公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会

1 概要

2015 年 10 月 5 日、『神戸新聞』夕刊に「村上春樹さん 早熟な読書家 仏作家ケッセルの長編 高1で愛読」の見出しで、村上氏が在学していた県立高校の本から同氏の貸出記録が出てきたことが報じられた。中見出しには「母校神戸高に貸出し記録 蔵書整理の元教諭が発見」とあり、“村上春樹”と記名された帯出者カードと“村上春樹さん”、“ケッセルの全集から村上春樹さんの痕跡をみつけた N さん”の写真が掲載されている。電子版『神戸新聞 NEXT』にも同内容のテキストが掲載され、さらに“村上春樹さんが書いた 3 枚の図書カード”の写真も追加情報として掲載された。いずれも、同じカードに残る他の生徒の名前もはっきりと見てとれる。村上春樹氏は 1964 年 4 月に兵庫県立神戸高等学校に入学しており、当時、同校はニューアーク式一借りるときは本の内側のポケットにある図書カードに氏名を記入する一貸出方式であった。

図書カードの掲載に疑問を呈する投稿がネット上にあいつぎ、『神戸新聞 NEXT』では、翌日には 3 枚の図書カードの写真掲載を中止、その後、紙面に掲載した 1 枚のカードも掲載を中止した。また記事データベースでは紙面イメージ掲載を中止してテキストデータのみとした。なお、『神戸新聞 NEXT』は有料会員が全文を読むことができるが、無料会員は限られた部分しか読むことができない。

日本図書館協会には、「図書館の自由に関する宣言の第 3 図書館は利用者の秘密を守る、に抵触するのではないか」、と対処を求める問い合わせが複数寄せられた。図書館の自由委員会では 10 月 13 日に神戸新聞社、10 月 26 日に兵庫県立神戸高校を訪問して事情を調査した。

2 神戸新聞社の説明要点

通常は図書館の読書履歴を報道しないが、村上春樹氏は単なる私人にとどまる存在ではなく、その動静が社会的に注目を集めている上、村上氏が若い時にどういふ本を読んでいたかを、ノーベル文学賞発表前に伝えることは公益性が高いと考え報道した。

図書カードは、50 年前にフランス文学の本を読んでいたことわかる直筆の資料として研究に資する可能性があると考え、ありのまま掲載すべきだと判断した。

電子版は紙版を補足するものとして考えており、紙版には掲載しなかった 3 枚のカードも掲載したが、反響が大きかったため、10 月 6 日(記事の翌日)午後 2 時から紙面と同じ写真に統一した。他の人の名前を隠さなかったのは配慮を欠いた。

3 神戸高校の説明要点

倉庫の古い図書を兵庫県立図書館 40 周年記念事業に寄贈しようと 1 万冊以上を送ったが、量が多いこともあり県立図書館は残りの引き取りを中断、また県立図書館が不要と判断した本も送りかえしてきた。ボランティアで校史編纂などしている旧職員が、それらの本の中に村上春樹のカードが残っているのを発見し、貴重な資料だと神戸新聞社に情報提供した。

倉庫にあった旧蔵書は 20 年以上前に除籍処分をしたもので、その備品台帳もすでにない。廃棄予定だがまだ校内に残っていたものである。

学校としては、寄贈する際に図書カードを抜いておくべきだったと反省している。また、旧職員といえども外部の人であって、見せてしまったことを反省している。個人情報保護条例に関しては、成績情報の管理などは厳しく言っているが、読書履歴については言及していなかった。今後このようなことが起きないように情報管理の徹底をさらに図っていく。

4 図書館の自由委員会の考え方

「図書館の自由」は、憲法 21 条で保障する基本的な権利としての表現の自由の根拠をもち、何を read したか、何に興味があるかは「内面の自由」として尊重されることが民主主義の基本原則である。図書館が利用者の秘密、プライバシーを守るのは、それが自由な読書を保障して知る自由を守るために不可欠だからである。

利用者の読書事実は、図書館が職務上知りえた秘密であって、図書館は適切に管理しなければならない。これは、また、個人情報保護法制上からも、正当な収集と適正な管理が義務づけられ、本人同意なしの第三者提供は認められない。本事案では、神戸高校が旧蔵書を廃棄する際、利用者の読書事実を示す図書カードを適切に処分すべきであったと考える。

「図書館は利用者の秘密を守る」のは、図書館活動に従事するすべての人びとが守らなければならないことである。また、県立学校の職員であれば地方公務員法上の守秘義務により秘匿すべきことでもある。本事案は、学校図書館にかかわる案件であり、図書館活動に従事する人びとを所掌した学校運営全体を所掌する学校長がこの条項について理解を深めて適切に指導すべきであったと考える。

図書館利用者の読書記録を本人の同意なしに公表することは、利用者のプライバシーの侵害となる。本事案では、神戸新聞社が図書カードを適切に入手していたとしても、カード上に記載された本人の同意を得ずに報道することは是認できない。

名前の残る図書カードの写真が電子版に掲載されたことにより、のちに掲載を取りやめても、画像そのものはインターネット上に残されている。インターネット情報のこのような特性を理解し、写真の掲載にはより慎重であってほしいと考える。

学校図書館は、利用者が内面の自由を侵されることなく安心して利用できるよう、宣言の理念に基づいた図書館サービスを展開してほしい。また、今回の事案を契機に、生徒と教職員など関係者に図書館の自由の理念への理解を深めていただきたい。

新聞社にあっても、図書館と同じく文化の発展に寄与することをめざし、基本的な権利をまもり育てるものとして、ともに図書館の自由の理念への理解を深め広げていただきたい。

※関連記事

・竹内誠人「村上春樹さん貸出履歴報道、「プライバシー侵害」 図書館協会」『朝日新聞』2015.12.01. 『朝日新聞デジタル』2015.11.30. 20:09. <http://digital.asahi.com/articles/ASHCZ5Q4PHCZUCVL02R.html?rm=503>

・「図書カード本誌報道 「是認できぬ」日図協が見解／神戸新聞編集局の話「公益性高いと判断」」『神戸新聞』2015.12.01.

・「図書館協会:「是認できず」…村上春樹さん貸し出し歴報道」『毎日新聞』2015.12.01. 最終更新 10:43

<http://mainichi.jp/select/news/20151201k0000e040156000c.html>

- ・「村上春樹氏の読書記録公表にプライバシー侵害と協会」『日刊スポーツ』2015.11.30. 21:11
<http://www.nikkansports.com/general/news/1573381.html>
- ・「無断で報道提供ダメ」日本図書館協会が報告『東京新聞』2015.12.01.
- ・「村上春樹さん図書貸し出し履歴報道「プライバシー侵害」 図書館協会」『朝日新聞』2015.12.01.
- ・「日図協「プライバシー侵害」の見解 神戸新聞の貸出記録掲載で」『新文化』2015.12.10.

(2) 神戸児童連続殺傷加害者手記『絶歌』をめぐって—関連資料 その 2

『絶歌』の取扱いについて、議会や教育委員会の会議、図書館協議会で論議された議事録等の一部を、前号に引続き転載する。配列はおおむね日付順とした。

・平成 27 年度 湖南省立図書館第 1 回図書館協議会 会議記録 (2015 年 6 月 21 日開催)

湖南省ホームページより一部を転載 <https://lib.edu-konan.jp/image/kyougikai271.pdf>

教育長 (略) 昨今話題になっている少年 A の「絶歌」をそう読むのかと、おそらく造語かと思われるが、今日は、一番に開架フロアへ行き、扱いをどうするか司書の職員に確認したら方針がまだ決まっておらず購入していないとのことで、難しく悩ましい問題だと思っています。また、そういうことでもご意見をいただくことになるかもしれませんが、その時はよろしくお願いします。(中略)

委員 先ほどの教育長が話されていた、「絶歌」の扱いですが、最終的には図書館の判断に委ねられるわけですが、仮に置かないとなり、希望者が出たら県に借りたりするのか。

館長 現在 1 件のリクエストがありまして、県立図書館にあるのでお願いし、一定期間待っていただく必要がある状況です。図書館として資料提供していく役割を基本に、今後は差し止め等法的なものやリクエストの動きをみながら最終判断をしていく予定です。

(協議会後の経緯と対応) [追記※]

- ・リクエストが複数あったため、甲西図書館で 1 冊購入し、内容を全職員で確認した上で、職員会議で下記のように決定。
- ・表現の自由・知る自由を尊重し、貸出する。
- ・ただし、閉架とし、20 歳未満の未成年には貸出しない。

理由は、残虐性が高く刺激の強い場面や、性的衝動への過剰な言及があり、少年 A(当時 14 歳)と同じ未成年がこの本を読んで影響を受ける可能性を否定できないため、公共の福祉のために年齢を制限した。

- ・年齢制限を確実にするため、インターネットからの予約は受け付けず、カウンターや電話のみで予約を受け付ける。

※編者注 本誌への転載にあたって追記掲載の依頼があった。

・平成 27 年第 6 回 たつの市教育委員会定例会会議録 (平成 27 年 6 月 24 日開催)

たつの市ホームページより一部を転載

<http://www.city.tatsuno.lg.jp/kyouikusunmu/documents/2706.pdf>

委員 ここ数日、マスコミ等を騒がせ皆さんもご存知である、神戸の連続児童殺傷事件の手記の扱いについて、非常に物議を醸していますが、行政単位でどう扱うのかについて、現実問題として市立図書館ではこの手記を購入する・しない、購入しても館内で閲覧のみ、貸出をしない、全くのフリーの状態でも普通の本と同じように貸出もしますという報道がありますが、それを鑑み、本市の取り組みとしてこの手記の取扱いをどうするのか、たつの市教育委員会の見解はいかがですか。

教育長 今の件ですが、数日前からこの手記、「絶歌」をどう扱うのか各紙に出て先日、4 図書館長が集まった席で市の方向性を出そうと言うこととなり、市長からも市としてどうするのかという投げかけが教育委員会にあった中で、今から言う点で購入は差し控えると結論に至り、本日の神戸新聞にもたつの市は購入しないという 9 市町の購入見送りの中に出ていました。理由につきましては、一つは遺族の方への心情を配慮する、一つは青少年健全育成についての考慮から、一つは購入しないほしいという要望がすでにあつたことから市内の 4 図書館では購入を控えます。どうしてもその手記を図書館で閲覧したいという申出があれば、県立図書館の館内で閲覧できるのでその紹介をしたり、インターネット等、いろいろな方法で閲覧できますし、たつの市としては先の理由により購入はいたしません。ただ、豊岡をはじめ西脇、宝塚、三木、小野、加西、多可、播磨、上郡、新温泉町などの図書館では購入の方針、西脇、三木、小野の三市は制限なく閲覧貸出を行う形で進めているようです。どちらにせよ、市毎に方針を出し、たつの市では購入を見送っています。

・上郡町平成 27 年度記者発表資料「絶歌」の取り扱いについて (平成 27 年 6 月 25 日発表)

上郡町ホームページより転載

<http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=9592>

神戸市須磨区で 1997 年に起きた連続児童殺傷事件の加害者が出した手記「絶歌」への上郡町立図書館での取扱いについては、6 月 24 日付 神戸新聞に上郡町は購入の方針とありましたが、各自治体の対応や人権擁護、教育への配慮も含め総合的に判断し、手記は購入しないこととしましたのでお知らせします。

・「絶歌」(少年 A 太田出版)の購入見合わせについて 守谷市教育委員会中央図書館 更新日:2015 年 6 月 29 日

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/tanoshimu/library/guide/use_guidance/oshirase/zekka.html

[遺族感情に配慮し購入しない旨を告知。2015 年 12 月 14 日リンク切れ確認。]

・第 1 回 合志市図書館協議会会議録 (平成 27 年 6 月 29 日開催)

合志市ホームページより一部を転載

http://www.city.koshi.lg.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=308&id=3262&sub_id=9&flid=10465308_3262_10465_up_Z5M0NYWU

山隈委員 本の購入についてお尋ねします。元少年 A の「絶歌」という本がありますが、合志市では購入されるのでしょうか？
村上主幹 現在検討中です。明日、図書館の全体ミーティングがありますので、その中の議題としてあげる予定です。

山隈委員 本を購入する場合には方針があると思います。ただし、この本については非常に難しいと思います。置くなら置く理由、置かないなら置かない理由が必要になると思います。遺族としては回収してほしいといっている、ただ読みたいというニーズもある。

中村館長 明日の全体ミーティングで検討したいと思います。

田中委員長 教育委員会としてのお考えはありますか？

恵濃教育長 その件に関しては慎重に検討していかなければいけないと思っています。

田中委員長 個人的にはどのようなものか読んでみたい気もしますが、購入するということが元少年 A を増長させることになりそうで、買ってまで読もうとは思いません。

アメリカでは犯罪を犯したものがそのことを糧に儲けるということが禁じられているため、このようなことはおこらないということを聞いたことがあります。この本については十分な検討をお願いします。

・平成 27 年 7 月[長久手市]定例教育委員会 (平成 27 年 7 月 2 日開催)

長久手市ホームページより一部を転載

http://www.city.nagakute.lg.jp/kaigi_jyouthou/kaigiroku27/0702.html

事務局 1 点報告事項があります。現在、神戸児童連続殺傷事件の元少年 A が出版した『絶歌』について、至る所の図書館において、対応に苦慮しています。まだ本が手に入る状態ではないですが、市においても、1 度この本を取り寄せて内容を確認し、選書会議で検討させていただくと言うことで保留になっています。愛知県もまだ検討中ということで、この近辺において、入手した図書館はまだありません。様子を見させていただきたいと思っています。

委員 慎重に考えていただければ良いと思います。読むのは自由ですが、はっきりと時代背景を知り、状況を把握したうえで読まないといけない本だと思います。

委員 図書館が図書を購入したからといって、即、閲覧や貸出ということではありませんので、購入はした方がいいと思います。閲覧するかどうかは別として、資料として必要な本だと思います。

・平成 27 年度第 1 回新座市立図書館協議会会議録 (平成 27 年 7 月 2 日開催)

新座市ホームページより一部を転載

<https://www.city.niiza.lg.jp/site/tosyokyogi/20150712library-kyogi.html>

イ 審議経過(その他質問等)

・ 現在話題となっている本、「絶歌」(太田出版)は購入するのか。

→ 購入検討中である。他市の状況を確認していく。利用者からのリクエストは入っている状態である。

・新座市議会平成 27 年第 3 回定例会会議録 (平成 27 年 9 月 14 日開催)

新座市ホームページより 1 部を転載

http://niiza.gijiroku.com/voices/CGI/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=2,3,0&FBKEY1=%90%7D%8F%91%8A%D9&FBMODE1=SYNONYM&FBKEY2=%90%E2%89%CC&FBMODE2=SYNONYM&FBCHK=AND&KGTP=1.2&FYY=2015&FMM=09&FDD=01&TYT=2015&TMM=09&TDD=31&TITL_SUBT=%95%BD%90%AC%82Q%82V%94N%91%E6%82R%89%F1%92%E8%97%E1%89%EF%81%7C09%8C%8E14%93%FA-05%8D%86&KGNO=290&FINO=1187&HUID=172479&UNID=K_H270914000574

◆25 番(塩田和久議員) (略)

1、図書館運営についてお尋ねいたします。

(略)

(2)なのですが、元少年 A の出版本の取り扱いについてお尋ねいたします。これは、もう先々月ぐらいからですか、発売されて、当時も話題になりましたし、今またきょう、きのうぐらいからニュースになっていますけれども、また本人を名乗る者がホームページを立ち上げて、これからは本で伝えられなかったものを違う形でまた発信していくなどという報道もされています。その中でお尋ねするのが、この本が出版されたときに全国の書店や図書館において対応が分かれております。本市では購入に至りました。今後の取り扱いについては、今もまたニュースになっているぐらいですから状況、情勢が変わってくるのではないかと考えております。そこで、今後の対応をお伺いいたします。

本当に 18 年になるのです。1997 年です。私が当時住んでいたまちの隣の町のことなので、私はしっかりと覚えているのですけれども、当時事件が起きたときに物すごい数の警察官の方がもううろろう、うろろうして、それは犯人が誰かわかる前なのですけれども、まさか犯人が中学生だったなんていうことは思いもよらなかったというのがありますけれども、これだけ、18 年たつても、私の中では風化していませんし、やっぱり衝撃的な事件だったと今でも覚えています。

これは、もう全国的にそうなのではないかなと思います。本当にショッキングな事件というのは、なかなか忘れられることもありませんし、本当に慎重に慎重に、知っておくべきこと、2 人亡くなっているわけですから、被害者の方、遺族の方という心情も大切に大切にしていかなければいけないですし、伝えて、知って、知りたいことというのは、またそれは別の話だと思います。だからこそ、この扱いについて新座市でどのように今後扱われていくのかということをお尋ねさせていただきます。

(略)

◎教育長(金子廣志) 塩田和久議員から、1、行政問題、1、図書館運営について 2 点ご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

(略)

続きまして、(2)の図書の絶歌という図書につきましてご質問がございました。元少年 A という匿名でことし 6 月に出版された図書、絶歌につきましては、被害者遺族が出版中止と回収を求めるといった動きがございまして、出版に対して非常に批判があるということでございまして、一方で、当時の事件を知る材料となる、あるいはまた出版の自由を保障すべきであるという、そういった考え方もあります。非常に社会的な注目を集めた出版でございました。

こうした影響を受けまして、販売を自粛する書店も全国的には出てまいりましたし、利用者への提供を制限する図書館も出てきている状況でございまして、新座市におきましては、蔵書として受け入れの可否について内部で検討しましたが、7 月の段階でも 12 件、そして 8 月 29 日の段階でも 40 件のリクエストが来ているということもございまして、貸し出し用として利用者に提供することといたしました。

あわせて、社会的な議論がある図書であることから、蔵書は市内で 1 冊のみとし、盗難や故意による破損等を防ぐために中央図書館の書庫に設置することとしております。開架ではないということです。書庫に収納してあるということでございまして、リクエストに応じて貸し出ししているということでございまして。

現在この書籍につきまして出版中止、あるいは回収命令等は出ておりませんが、法的な判断が今後なされるかもしれませんが、なされないかもしれません。いずれにしても、こうした状況を十分判断しまして、今後の対応を進めてまいりたいというふうにご検討いただいております。

(略)

◆25 番(塩田和久議員) (略)

(2)に移ります。今絶歌ということで、新座市というのは本当に、事件が実際に起こった場所から物すごく離れていますし、その割には、この本を実際に図書館で扱います。新座市で扱いますというときには、ほかにもどうしているのかということも先行して、うちの図書館は置きませんか、うちの本屋は置きませんかというのはテレビで見ましたけれども、実際に図書館で置くと、ほかにも調べられたと思うのです。このリクエストの件数というのは、実は私も全部ではないですけれども、調べたのです。新座市は、この 7 月で 12 件、8 月で 40 件とさつき聞きましたけれども、かなり多いはずなのです。それぐらい、この新

座市ではなぜかわかりませんが、地域柄、ほかの市ではもう本当にリクエストが 1 件しかありませんよとかいうところもありましたし、注目されています。市民の方が注目しているのです。

今お聞きしました、裁判等で状況が変わるかもしれないということなのですが、結局そうやって実際に今販売されているものを図書館で置くというのは、それなりの権利も発生してくると思うのですが、この法的判断が出ない限りでは新座市としてはずっと貸し出しは続けていくということなのかを聞かせてください。法的判断が出ない限り貸し出しを続けるのかというのを聞かせてください。

◎教育長(金子廣志) 現在貸し出しは行っておりまして、リクエストに応じているという状況でございますので、法的な判断が出ない限りはこうした貸し出しは行っていきたくて考えておるところでございます。

・平成 27 年度 第 1 回磐田市立図書館協議会会議録 (平成 27 年 7 月 8 日開催)

磐田市ホームページより一部を転載

http://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/council/27/270708_tosyokankyougikai.pdf

(鈴木委員): その他として『絶歌』に対する磐田市立図書館の対応はどのようにするのでしょうか。

(伊藤館長): 慎重に検討して、磐田市立図書館としての対応をしていきます。

・平成 27 年度 第 1 回さいたま市図書館協議会会議録 (平成 27 年 7 月 9 日開催)

さいたま市ホームページより一部を転載

http://www.city.saitama.jp/006/008/002/012/004/017/p014993_d/fil/27-1tosyokankaigiroku.pdf

宮内委員 『絶歌』という今いろいろ話題になっている元少年 A の本がありますが、これについて現在さいたま市図書館では 2 冊所蔵しているようですが、この本を選書理由や、提供することになった経緯みたいのがあれば教えていただきたいのですが
資料サービス課長 さいたま市の図書館では、新刊図書については、購入すべきかどうか決めるため、なるべく多くの見本の図書を取り寄せまして、一般書については毎週木曜日、児童書については毎週金曜日に、拠点図書館の職員と中央図書館の職員で選書の会議を開催しております。『絶歌』につきましては、見本の本が図書館に入る前から、既に多くの情報が流れており、書店によっては取り扱わないといったような情報もあった中ですが、出版されたということで、市民からのリクエストと問い合わせを数多くいただいておりました。出版されて流通している以上、リクエストを受けないという理由は無いと判断しまして、さいたま市図書館として 2 冊購入して提供することといたしました。

宮内委員 本の中身について検討したのですか。

資料サービス課長 図書館では、法律に反している場合は違いますが、一般書では本の主張や思想に立ち入って、このような主張がされているから買ってはいけないという判断はしません。一般に流通しており、法律等に違反した本ではありませんので、図書館本来の機能である多様な資料の収集と、市民の求める情報の提供という観点から、図書館の資料として所蔵して、市民にご利用いただくことといたしました。

宮内委員 本の中身を会議で審議していると思っていたんですが、あまりやらないということなのですか。

資料サービス課長 本を手にとってどのようなものなのか確認しまして、市民に提供しない理由は無いという審議を行い判断しました。

宮内委員 わかりました。

・平成 27 年度 第 2 回小平市図書館協議会要録 (平成 27 年 7 月 9 日開催)

小平市ホームページより一部を転載 <https://library.kodaira.ed.jp/report/pdf/report072015no2.pdf>

⑨ 平成 27 年度の実施事業について

(6)「絶歌」について 図書館協会では収集の制限をすることを肯定はしないとの見解がある。これにより、日本人権問題等の法廷での結論が出るということがなければ、小平市では特に本の収集を制限せず、提供する方向で考えている。各市でも取扱いが分かれている状況である。

〈報告事項についての質疑・応答〉

委員:「絶歌」を所蔵しない根拠はないということだが、反対に、所蔵するという理由は何があるのか。

事務局: 話題のあった本については、図書館資料として所蔵し提供する必要があると考える。

委員: 一か月程、他市の所蔵状況について、調べているが、扱いがそれぞれの図書館によって異なっている。問い合わせが来るとされる資料なので、小平市の図書館として、少し詰めておいた方がよいと思われる。

事務局: 報道などで、未成年で名前等が出てしまった場合は人権問題となり、違う視点から貸出をしないこともあった。

委員: 小平市の図書館の現状はどうか。

事務局: 1 冊所蔵している。

委員: 先ほど見たところ、29 件の予約があり 1 冊貸出中である。

委員: 近隣では、西東京市が 3 冊程度購入している。

事務局: 調布市でも予約が多く 3 冊購入している。WEB で未所蔵書誌の予約ができてしまう図書館もある。図書館の方針に添わなくても予約が入ってしまうので、現行の運用と図書館の判断にずれが起きているところもある。

委員: 同じ扱いを受けているものでも問題等がある。関西では、金庫室に別置保管されており申請しないと借りられない資料もある。これからも同様の問題は出てくるだろう。持とうか、持つまいか、持っていて見せるか、見せまいか、貸そうか、貸すまいか、これという一つの答えはでてこない。行政の場でどう処理していくか、現代ではますます困難な問題となっている。

事務局: 各市によって見解が違うので難しい。

委員: 以前にもこの件について、週刊誌で問題になったことがある。

事務局: その時は、カウンターに別置し、申請により貸し出した。

委員: 今回の場合は、少年法と何か関わりがあるのか。

委員: この本については、ペンネームで書いているところが、他の犯罪者の手記と違うので はないか。

委員: 回収されたり絶版になったりした本が図書館にあれば、資料として大変価値のあるものになるが、そこはそこでまた難しい問題となる。

会長: 今は 1 冊だけで、今後増やす予定はないとのことだが、予約が終了したらどうするのか。

事務局: 予約終了の時点で、閉架書庫に保管する考えである。

委員: 予約は、小・中学生でも予約ができるという理解でよいか。

事務局: そのとおりである。小平の図書館では資料の影響力を考慮し、除籍にして、貸出をしないという措置をとった事例が かつて 1、2 例あった。

・平成 27 年度 第 1 回野洲市立図書館協議会 会議録(概要) (平成 27 年 7 月 12 日開催)

野洲市立図書館ホームページより一部を転載 <http://www.library.hohoemi-yasu.jp/kaigiroku20151.pdf>

【事務局】図書館の資料提供について(『絶歌』について)

(事務局より説明)

野洲図書館の取り扱いについて説明。出版後すぐにリクエストがきて職員会議で検討し、制限する必要はないと判断。1 冊発注した後、1 冊寄贈された。その後も報道が大きくなり、7 月 9 日に館内で再協議。年齢制限をするか、本の配架場所を書庫におくかどうか。協議の結果、年齢制限をするべき資料にあたらないと判断した。配架場所は予約が途切れる時期に判断することにした。

中日新聞の 7 月 9 日の記事に野洲図書館の記事について。「県の方針を踏まえ」と書かれているが独自に判断している。

【教育部長】(補足説明)

中日新聞の 7 月 9 日の記事(“野洲図書館は再検討する予定”)だけで終わると、野洲市は検討の結果、どうしたのか、ということになるので、あえて貸出制限なしということを公表した。中日新聞に出たいきさつは若干の行き違いもあるが、出てしまった以上は、それに対する市の方針を出していかないといけないので。

・平成 27 年度第 1 回白井市立図書館協議会(概要) (平成 27 年 7 月 15 日開催)

白井市ホームページより一部を転載

<https://www.center.shiroi.chiba.jp/library/pdf/council/h27-1kaigiroku.pdf>

事務局 『絶歌』について別添資料のとおり事務局より説明。

ついては、委員のみなさまからの意見を伺いたい。

会長 図書館はよい仕事をたくさんしているのだから、市民や財政当局に説得性のある資料を作成してもらいたい。見せ方の問題である。図書館は白井の自慢である。『絶歌』は、未来の利用者のためにも所蔵した方が良くと思う。

委員 私の子どもが同世代でとても関心があり、関連の本を読んだ。今回の本についても、私も図書館の所蔵にしたほうがよいと思う。

委員 蔵書にするのには、制限があるのか。

事務局 資料収集要綱がある。利用者の方にリクエスト依頼をしていただくほかに、カウンターに立つ職員の経験が選書に活かされ、それが図書館の自立した判断になる。

H27 第 1 回図書館協議会資料『絶歌』について

当館では、

- ・リクエストによる購入希望があること
- ・社会全般の関心が寄せられる事件等は、図書館として資料の収集・保存に努めており、未来の利用者への情報提供も視野にいれる必要があること
- ・過去に出版された少年 A 関係の資料は、一定以上の利用があること
- ・別件の少年犯罪関係の資料貸出も増えていること

などから、慎重に検討した結果、同書を購入し利用者への閲覧を行うことにいたしました。ただし、当面の間 OPAC(利用者用検索機)非表示とし、カウンターにお問い合わせいただいた方にご提供することになります。

なお、「図書館の自由に関する宣言」の例外的に提供制限を行うことがあり得る場合の 3 要件に該当しておりません。

参考資料

I. 「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」別紙参照

例外的に提供制限があり得る場合

項目(1)人権またはプライバシーを侵害するもの

(2)わいせつ出版物であると判決が確定したもの

(3)寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公開資料

例外的に提供制限を行うことがあり得る場合は以下の要件すべてに該当するときである

(1)頒布差し止めの司法判断があること

(2)そのことが図書館に通知されていること

(3)被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時であること。

II. 白井市立図書館収集要綱(しろいの図書館年報 52-53 頁)

第 2 条の 5 著者の思想的、宗教的、党派的立場等にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を収集する。ただし、明らかに公序良俗に反する資料は収集しない。

・平成 27 年度 第 1 回滋賀県立図書館協議会議事録 (平成 27 年 7 月 15 日開催)

滋賀県立図書館ホームページより一部を転載

[http://www.shiga-pref-library.jp/kyougikai/pdf/H27-1\(20150715\).pdf](http://www.shiga-pref-library.jp/kyougikai/pdf/H27-1(20150715).pdf)

1 開会・挨拶

館長:(略)

また、新聞、テレビの報道で御存じの委員も多いかと思うが、元少年Aが著した『絶歌』という本の取扱いについて県議会で一般質問があった影響もあり、他府県と比べると、県内で様々な報道がなされた。この件については、後ほど時間をとって報告したい。

今回の報道で感じたことを少し申し上げたい。

滋賀県のように県立、市町立とも図書館が非常によく整備され、利用も多い県であるが、日頃からよく図書館を利用している人であっても、このような問題が起こると、「税金でこんな本を買うのか」といった論調に繋がり、広まったことを考えると、図書館の基本的な役割が、まだまだ十分に理解されていないことを痛感した。

多くの県民が図書館を利用するようになったが、図書館の役割を県民に理解いただく仕事もまだまだ、きちんとしていく必要がある。

この部分についても御意見をいただきたい。

2 議題 (略)

会長:最後に『絶歌』について、質問しようかと考えていたが、資料が用意されているので、事務局から説明いただきたい。

【『絶歌』について】

館長:(追加資料に基づき、説明・報告)

委員:県立図書館では、未成年への利用を制限したとの報告であるが、親の名前で予約をかけるとか、親の代わりに借りるとか、コントロールは完全にできないのでは。

事務局:図書館利用券は本人の使用に限ると運用をしており、確認はできると考えている。

委員:未成年への閲覧制限、よりはっきりいって高校生、大学生への制限は、やりすぎでは。

館長:一番影響を受けやすい世代であることから制限をかけた。

事務局: 18 歳未満は青少年健全育成条例の適用範囲であり、有害図書という概念になるが、この件については、その考えをとらず、少年法にかかる年齢ということで、決定した。

委員: 利用者が育っていないのか。作家としては表現の自由を守りたい。県立図書館の在り方として、選書の姿勢を問われる。利用者の知的好奇心を満たすべきでは。

会長: 本日の議論の流れとしては、制限するにあたらないということだが、現場としては、そうつぶねることはできない状況なのか。制限なしというのが図書館本来のあり方。

委員: すごく難しい問題であることは確か。

生涯学習課長: 検閲ではなく教育的配慮という観点から、20 歳未満に対する影響について、熟慮を重ねた結果の対応であり、前例となるものではない。

委員: 所蔵したということに対しては、県立への信頼を深めた。

館長: 読みたいという希望に対しては、きちんと対応することは大事。県立図書館としては、収集して保存するという役割が大事。次の問題として提供を考えていくことになる。

委員: 以前、委員をしていて、青少年育成条例で有害図書指定を選択したことがあるが、際限なく禁止してしまう。歯止めがきかなくなる恐れを感じた。市民を信じてほしい。

委員: 出版されたものについて、いわば検閲に値することはしてはならないと考える。一回やれば、前例になる。図書館としてすべきではない。犯罪者の本はいっぱい出ている。

生涯学習課長: 少年 A が 14 歳で犯した事件を書いていることが別の犯罪者の本と違うと判断した。

・平成 27 年度第 1 回芽室町図書館協議会議事録 (平成 27 年 7 月 16 日開催)

芽室町ホームページより一部を転載 <http://www.memuro.net/machijyourei/H27/singi/022/07.pdf>

【委員長】では、6 案件(4)その他について事務局よりお願いします。

【図書館係長】話題になっている元少年 A が書いた「絶歌」は芽室町図書館では入れない。係内で話した結果、リクエストがきたら貸借で対応する。相手側の図書館でも貸出が多いので時間がかかると思われる。知る権利もあるが、図書館に置くのはおすすめることになる。芽室町図書館には合わないので購入はしない。

【委員長】この件について御質問はありますか。 ~ なし ~

・平成 27 年度第 1 回 [浦安市] 図書館協議会議事録 (平成 27 年 7 月 18 日開催)

浦安市ホームページより一部を転載

https://www.city.urayasu.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/003/146/2701.pdf

委員より、リクエスト図書の購入基準について、質問があった。

その際に表明された意見(質問)は次のとおり。

(回答) 図書館でも選書をするが、リクエストがあった場合、選書の基準を満たしていれば購入することも多い。

(質問) 犯罪を犯した少年の本などはどうなのか。

(回答) 現在、社会問題になっている『絶歌』についてのご質問と思うが、今のところ提供の可否・方法について、検討を重ねている状況である。市民の知る権利を守るのが、本来の図書館の役割であるが、6 月の発売以来、大きな社会問題となっており、あまり拙速に結論を出すべきではないと考えている。リクエストをいただいている方には、結論をお待ちいただいております。図書館だけではなく、教育委員会全体で慎重に対応を検討しているところである。

(意見) 選書に基準はあるといっても、図書館によって対応はまちまちである。基準の整理も必要になるのでは。慎重にならざるを得ないだろう。

(意見) 個人的には見たくもないが、法を犯しての出版でない限り、図書館では置いてしかるべきではないかと思う。選書の基準を明文化している図書館は少ない。もし置くことになったら、少年法に関する本などを一緒に置いてあるとよい。

(意見) 公共図書館ですべての本を購入することはできない限り、収集基準で購入しない本があってもよい。また、今回の本については、他で入手できない本ではない。リクエストが何件あっても、毅然として断ればよいと思う。選書の結果を、自信を持って提示するべきである。

・平成 27 年第 8 回(7 月)袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録 (平成 27 年 7 月 22 日開催)

袖ヶ浦市ホームページより一部を転載

(5) 図書の取扱いについて

(委員長) 事務局に説明を求める。

(中央図書館長)神戸連続児童殺傷事件の加害者が、「元少年 A」という匿名で、事件にいたる経緯、犯行後の社会復帰にいたる過程を綴った図書「絶歌」の袖ヶ浦市立図書館での取り扱いについて報告する。

本書の出版については、遺族が批判したこと起因し、識者や世論において本の出版の是非や内容を巡って賛否が割れるなど、様々な反響を呼んだ。被害者の父親は版元である太田出版に対して抗議しており、速やかな回収を求めているが、太田出版では「加害者の考えをさらけ出すことには深刻な少年犯罪を考える上で大きな社会的意味がある」との見解を出している。各自治体の判断は、全国的に見ても意見が分かれている状況であり、購入しない自治体の理由としては、「地元の図書館として、遺族の感情や人権に配慮せざるを得ない」という意見などがある。一方、購入する自治体の意見としては、「遺族の心情に十分配慮しなければならないが、利用者の知る権利を妨げるわけにはいかない」、「知る自由を持つ国民への資料提供などが、図書館の最も重要な任務だ」としている。

袖ヶ浦市立図書館での「絶歌」の取り扱いについては、袖ヶ浦市立図書館資料選定基準において、リクエストがあっても購入しないと定めた 15 項目のいずれにも該当しないこと、また、日本図書館協会の基本理念である、公共図書館における資料収集の自由及び資料提供の自由を鑑み、最低限の 1 冊だけ収集することとするが、不快に感じる市民に配慮して書庫へ編入し、希望する利用者に対してのみ、書庫から出納して閲覧ないし貸出提供することとする。

ただし、日本図書館協会が、図書館が提供制限を行うことがありうるとして示した「頒布差し止めの司法判断」、「そのことが図書館に通知」、「被害者が図書館に対して提供制限を求めた時」の 3 つ要件に該当した場合は速やかに閲覧制限等の措置を講ずることとする。

(委員長)委員に質疑を求める。

(A 委員)本市でのリクエストは何件あったのか。また、近隣市における取扱いはどのようになっているのか。

(中央図書館長)3 件のリクエストがあった。また、近隣市では、市原市が購入、木更津・君津市が購入しないと伺っている。

(委員長)他の委員の意見を伺いたい。

(B 委員)市立図書館が市民の知る権利を鑑み、本書を購入することはやむを得ないと考えている。ただし、本書が 10 代の少年少女に悪影響を与えかねない内容であるとするならば、希望者全員が閲覧できることは心配ではある。今後、貸出状況について注視していただきたい。

(A 委員)社会的に関心が高いため議論になっているが、本来、図書館は利用者の知る自由を保障すべき機関であるため、リクエストに応えるべきであり、その本を読むかどうかは利用者本人が決めることであると考えている。

(教育長)実際の発行部数が初版 10 万部という数字に対し違和感を覚える。しかし、図書館は市民の知る自由を保障する機関としてあるべきであることから、本書の購入について理解している。

※編者注 定例会議以降に、市原市・袖ヶ浦市では寄贈されたため“購入”はしていない旨袖ヶ浦市図書館より連絡をいただいた。
また、転載にあたっては、要望により委員名をイニシャル表示とし、リンク先 url は非表示とした。

・平成 27 年第 7 回龍ヶ崎市教育委員会定例会会議録 (平成 27 年 7 月 22 日開催)

龍ヶ崎市ホームページより一部を転載

http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kyoikuinkai/info/2013091700559/file_contents/722.pdf

(11)協議事項(3)「図書「絶歌」の所蔵について」

委員長 続きまして、協議事項の 3「図書「絶歌」の所蔵について」事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 (資料に基づき、協議事項(3)について説明)

委員長 ただいま、協議事項の 3 について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員長 すでに所蔵している他の図書館では、貸出制限があるのか。

生涯学習課長 貸出制限を行うことはやむを得ないとする自治体もあり、対応は分かれているところですが。全国の図書館の加盟する、日本図書館協会では、図書館の制限対象には当たらないという見解でした。

高橋委員長職務代理者 この本は少年の犯罪を防ぐようなものではないと認識していますが、他方で知る権利もあるので、全面的に禁止することは問題だと思えます。市が購入することにより、この本著者に印税が入るのも事実ですし、その辺を考えますと、龍ヶ崎市として 1 冊ないし 2 冊という最小単位で購入をして、カウンター内に保管し、貸し出す際は年齢制限をつけて貸し出すことにするのもよいと思えます。

委員長 市民からの要望はいくつもあるのか。

生涯学習課長 リクエストカードが 1 件ありましたが、他にも問い合わせがあると把握しています。

大野委員 この本の出版社から、図書館で購入して欲しいという依頼はあるのか。

生涯学習課長 そのような依頼はありません。

大野委員 そのような状況であれば、こちらから無理して購入する必要はないと思う。

生涯学習課長 購入しないという選択をした場合は、何らかの理由がなくてはならない。

教育長 図書館としては、リクエストにはすべて応える必要はないと考えています。予算の範囲内で選択することですし、守谷市では購入しないという結論を出していますし、今すぐに結論づけなくても、すぐに知らなければならぬ内容ではないので、もう少し時間をかけて考えてもよいと思います。

鈴木委員 図書の配架の基準をこの場で決めてもよいのかと思っていたのですが、実際に図書館が困っている現状を考えると、さまざまな意見がある中、時間を置いて検討してもよいと思います。

生涯学習課長 最終的には図書館長の判断になりますが、委員の皆様のご意見は図書館にお伝えしたい。

・平成 27 年度第 1 回北海道立図書館協議会会議概要 (平成 27 年 7 月 23 日)

北海道立図書館ホームページより一部を転載

<https://www.library.pref.hokkaido.jp/web/about/qulnh00000001hv-att/vmlvna0000001kro.pdf>

絶歌の対応について、道立図書館では購入しないと報道されていますが？

- 道立図書館としては、購入しないと決定したのではなく、現在も検討中です。遺族の心情を配慮し、今後の推移をみえています。
- 国立国会図書館のように納本制度があるところと、道立図書館のように良い本を読んでもらいたいというのでは、自ずと購入するスタンスは異なると思います。限られた予算の中で、リクエストがあったら必ず買うのか、というとそういうものではないと思います。

・豊橋市教育委員会 7 月定例会会議録 (平成 27 年 7 月 23 日開催) <http://www.city.toyohashi.lg.jp/18284.htm>

※編者注 報告事項(2)「「絶歌」への対応について」は、意思形成過程であるため非公開で行いたい旨の委員長の発言があり、非公開で進められている。

・平成 27 年度 第 1 回川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会会議録 (平成 27 年 7 月 23 日開催)

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/Files/1/68100216/attach/kaigiroku27-1.pdf>

※編者注 転載の許諾が得られないため概要を紹介する

「絶歌」の購入について事務局より、購入していないこと、川口市立図書館資料選定基準の第 2 条第 8 項「特定主題の主義・主張・理論に関する資料について」1 号「さまざまな角度から検討し、総合性・普遍性及び公平性に留意して、資料を収集する」を理由とし、「今回のような異常、かつ残酷な犯罪の手記は、世論も見極めながら、公共図書館での扱いは慎重に」する旨を回答している。

・2015 年(平成 27 年)第 7 回定例会 戸田市教育委員会 会議録 (平成 27 年 7 月 23 日開催)

戸田市ホームページより一部を転載

<https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/attachment/12855.pdf>

教育長 委員から何かございますか。

委員 神戸連続児童殺傷事件の加害者の男性が出版した手記について、本市の図書館で扱うかどうかお尋ねします。これは私個人の考えなのですが、この本は被害者のご家族の心情に配慮されずに出版されたものであると思うので、私は読みたくありません。ただ、この本から何か学ぶべきものもあるのかもしれない。様々な意見があると思いますが、市の図書館や学校の図書室でどのように扱うか教えてください。

事務局 この本の内容にある事件の被害者遺族から出版中止を求めるコメントが発せられたり、各方面からの様々な意見が報じられたりしていることは承知しております。

また、本年 6 月 29 日付けで公益社団法人日本図書館協会から「図書館資料の収集・提供の原則について(確認)」と題する見解が表明されたところであります。これは、多くの公共図書館がこの本の扱いについて 同協会に問い合わせたことが背景となっていますが、ここでの見解は、「図書館の自由に関する宣言(1979 年改訂)」に基づき、この件について収集の制限及び提供の制限を行うことに首肯しないということにしております。

「図書館の自由に関する宣言」では、図書館による資料収集と資料提供の自由を前提としつつ、収集に関しては「著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。」「図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。」などの点を、提供の制限に関しては「人権又はプライバシーを侵害するもの」「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」などの点を勘案して判断すべく指針を示しております。

当図書館におきましては、日本図書館協会の見解に準じ、当該図書の取扱いを行っていく考えであり、当然に排除するものではないと思料します。しかしながら、当該図書につきましては、多くの図書館で購入するか否かを検討している状

況であり、本館におきましても現在のところ購入を保留しているところがございます。

次に、学校図書館における取扱いにつきましては、これは一般向けの図書館と趣を異にすることから、児童・生徒への影響を勘案し、各学校長の判断により購入の有無を決定することになります。

・2015 年(平成 27 年)第 8 回定例会 戸田市教育委員会 会議録 (平成 27 年 8 月 19 日開催)

戸田市ホームページより一部を転載

<https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/attachment/13260.pdf>

事務局 先月の教育委員会でご質問のありました、「絶歌」の戸田市立図書館での取り扱いにつきまして、県南部の図書館の購入状況を調査したところ、購入した図書館が 3 分の 1 にも満たない状況でした。本市におきましてもまだ購入はしておりません。

・平成 27 年第 10 回美唄市教育委員会会議録 (平成 27 年 7 月 24 日開催)

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015071000031/files/kaigiroku277.pdf>

※編者注 転載の可否について連絡がないため概要を紹介する

図書館長より、まだ購入していないが要望が 1 件あり、購入手続きをしている、今後については、成人向けにするか、未成年の閲覧をどうするかも含めて、図書館内できちんと協議する旨答弁している。なお、同館 OPAC では所蔵は確認されない。

・第 12 回「大津市図書館協議会」の会議結果 (平成 27 年 7 月 24 日開催)

大津市ホームページより一部を転載

<http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrweb/Browse/material/files/group/128/daijyuunikaikaigikekka.pdf>

会長 (略) 次に、今日議題にもある「絶歌」の取り扱いについて、図書館協会からの資料の収集と提供についての考え方が再度出されています。(中略)

【議題(3) その他の報告】

会長: ありがとうございます。他によろしいですか。それではその他の報告、絶歌の取り扱いについて、事務局お願いします。

—事務局説明—

・絶歌の取扱について

会長: ただ今の報告について、何かご意見、ご質問は、ありませんか。

委員: リクエストがあったから検討したということなのか。

事務局: それも要因の一つであります。

委員: 論理的に考えて、例えば私が本を書いて、図書館に入れてくれと言ったら入ることになるのか。

事務局: 全部が全部ではないが、選定委員会を経ることになる。

委員: だから、市民からリクエストがあったということは、一つの要因であって、それを選書で選ぶかどうかは、大きな理念がいる、それを聞きたい。

事務局: 資料として、多くの人が知りたがっている、一方で話題を集めている資料だからこそ、収集しなければならぬ。図書館の知る権利を満たしていかなければならないと考えている。

委員: 決める限りは、リクエストや県がどうかとともに、選書の考え方でこうだというのがないといけない感じがする。国会図書館は出されたものは全部入れるというのがあるが、これだけ多い中で選ぶ限りは、選書の観点が必要である。

事務局: 市には、資料の収集方針がある。その中で 5 つのことが謳われている。特に新刊については、この方針から何が必要なのか、多くの資料収集に係る職員が実際のものを見ながら選書にあたっている。この絶歌についても、社会的な反響と市民の知る権利とを考えた時、リクエストもあることも一つの根拠である。ただ、社会的な反響であるという本であることから、選定委員会で図って、今回に至ったものである。

会長: 今の収集方針は、図書館の自由宣言に基づいており、それによって購入決定されたものと理解するが、20 歳未満の閲覧、貸出を制限することについての意見です。「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂解説」では、「子どもへの資料提供」に関して「子どもの権利条約」に基づいた解説がなされているが、「子どもの権利条約」の第 1 条では「この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」となっているが、制限を 20 歳にしている根拠についてお聞かせください。そこで、子どもをどう定義するのか。解説では、子どもには二面性がある。「多様な情報資料に接して、それを理解し、判断し、批判することによって自らの主体的な意見を形成し、成長していく権利を有しており、それを保障するのは社会の責任で、図書館はその責任の一端を負っている。子どもの場合においてもその主体的な成長を資料提供によって援助していかなくてはならない。その

ことを踏まえて権利条約 3 条に規定された子どもの最善の利益を実現するよう努めるべきである」と書かれている。その一方で「しかし、現実の社会は多様であり、その多様性故に、子どもの成長を妨げる情報資料も存在する。そこで図書館が取り組まなければならないのは、基本において子どもの読む自由を保障しながら、彼らが日常的に優れた情報資料と出会う環境をつくることである。」この二面性の中で、年齢制限をされたと思う。

また、「未成年が加害男性に共感する懸念がある」ので資料提供しないということについては、「名古屋市図書館ピノキオ問題」に関して、「図書館の自由委員会」委員長だった三苦正勝さんは、『2002 年に「100 年前に書かれた童話『ピノキオ』は、現代の目で見直せば問題になる表現・内容を持っています。図書館がそれを提供することによって、障害をもつ人々を傷つけ、差別思想を助長するおそれがないとはいきれません。しかし、『ピノキオ』が障害をもつ個人の人權を明らかに侵害していることも、子どもの差別意識を助長するかどうか具体的に解明することも困難ですし、明白な差別図書であるかどうかは断定できません。さらに、差別を助長するおそれがないとはいきれないという理由で資料提供をやめることは、市民の知る権利を保障するという図書館の責任を放棄することになりますので、『ピノキオ』を児童室(コーナー)に戻します。』と報告されています。「未成年が加害男性に共感する懸念がある」についても同じように考えられるのではないかと思います。

子どもに対して信頼することを大事にしたいが、20 歳とはどういうことか。例えば、大学生が教材にしたい場合でなくなる。そこは自由宣言の趣旨から矛盾すると思っているが、考え方としては、県議会の状況、少年法の観点などから、館で決められた。決め方としても、全職員で議論されて、手続き上もそれでよいと思う。皆さんどうですか。

委員:未成年といっても色々な定義がある。今度選挙権が引き下げられる。

会長:18 歳未満でよいのに、なぜ 20 歳かと言われたときには、先ほどの説明を館の方でもらいたい。人として、感情としては、色々あると思うが、図書館の職務は別のこととして対応してもらいたい。

委員:メディアではバランスのこともいわれているが、深刻なのは被害者の立場をどうするか、そこが一番難しいところである。

会長:制限をする場合、当事者、被害者からの働きかけが考えられるが、図書館に対して今回はそれもない。また、兵庫県知事は、「被害者の遺族が抗議していることは承知しているが、行政が主体的に関わる話ではなく、良識ある読者が個々に判断すべきこと」と発言されている。これは色々意見があるが、館の方の決定でよいと思う。

・平成 27 年第 9 回(定例)高砂市教育委員会 会議録(要旨)(平成 27 年 7 月 30 日開催)より

<http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/14,2440,c.html/2440/20150929-132228.pdf>

※編者注 転載の許諾が得られないため概要を紹介する

「協議事項 1 図書館資料の収集について」で『絶歌』の取扱いについて協議されている。これは、TRC 高砂からの選書リストを教育委員会が決裁して購入する方式であるが、『絶歌』については教育委員の意見を聞くことにしたため、と説明されている。(なお、同館は 2015 年 4 月より TRC 高砂が指定管理者となっているが、新館建設(2016 年 2 月 14 日開館予定)に伴い 2015 年 10 月より休館中である。)

事務局より、「遺族や被害者の心情、マスコミ等に配慮して、今すぐには買う必要はない」、「出版に対しての理解が求められたときに判断」として、現時点では高砂市の蔵書とする予定はないことを説明。また委員の質問に応じ、現段階ではリクエストがないこと、議会からの意見もないこと、『『少年 A』この子を生んで』は直営時に図書館長の判断で購入していること、市民からの要望があれば近隣市町で閲覧、もしくは貸出できることを周知することを説明。委員からは、個人の手記については高砂の図書館レベルでは買う必要はない、という意見、予算に余裕がない中であえてこれを買う必要はない、という意見、子ども自身が読むかどうかを判断する方がいいと思うが、小さい子には年齢を制限するとよい、という意見などが出ている。最終的には「裁判中というのと、高砂市の予算も少ない中で、ほかの有益な本を買いいたいということで、これは買わない」と結論になっている。

(※編者注 議論中に、遺族からの出版差し止め裁判中なので結果を見定めるまでは購入を見送る旨事務局が説明しているが、遺族からの出版差し止め請求の提訴を編者は把握していない。)

・第 1 回 羽村市図書館協議会会議録 (平成 27 年 7 月 30 日開催)より

※編者注 転載の可否について連絡がないため概要を紹介する

<http://www.hamura-library.tokyo.jp/pdf/HamuraLibraryMeetingMinutes4-1.pdf>

事務局の説明概要。『絶歌』については、内容的なものもあり、現時点では購入していないこと、リクエストが 1 件あったが購入しないことを説明して理解してもらい、その後はリクエストも問い合わせもない。日本図書館協会の見解が出る前に議論をした。内容や被害者側で出版の差し止めを望んでいるため、当面は購入しないこととした。その後見解が出たので、今後は動向を見ながら購入をするという選択肢も視野に入れることとした。

会長は次のように発言している。「この問題はなかなか難しいのですが、図書館の自由宣言も羽村市の図書館ではきちんと掲げてありますが、宣言から考えると、購入するか否かはそれぞれの図書館で判断することですけれども、出版されているものについてはある程度は購入することが必要なと思います。話題になっている本ですが、中身を見ないとそれが良いものかどうか分からないので、市民が良いものかどうか見られない状況はあまり良くないと思います。被害者の関係と出版社との関係は図書館とは直接的には関係ありません。出版物について図書館として内容を見て判断するというのが一般的です。」

・平成 27 年度第 2 回[甲賀市]総合教育会議(議事録) (平成 27 年 8 月 6 日開催)より

<http://www.city.koka.lg.jp/secure/14291/%E7%B7%8F%E5%90%88%E6%95%99%E8%82%B2%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E8%AD%B0%E4%BA%8B%E9%8C%B2%E3%80%90%E7%AC%AC%E5%9B%9E%E3%80%91.pdf>

※編者注 転載の許諾が得られないため概要を紹介する

(参考)理由:「絶歌」を図書館で貸し出すことの是非を総合教育会議の議題として取扱っていないため、当該議事録では「絶歌」を貸し出さないこととなった経緯が伝えられないため。

公序良俗に反する点、親御さんの気持ちを慮って市内図書館で貸し出しをしないことを決定した旨、市長が発言している。

・第 18 期第 2 回亀岡市図書館協議会 議事録(要旨) (平成 27 年 8 月 21 日開催)

亀岡市ホームページより一部を転載

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/toshokan/kurashi/kyoiku/bunka/toshokan/documents/gijiroku18-2.pdf>

委員 今年度に入ってマスコミでも取り上げられた『絶歌』はどんな対応をされていますか。

事務局 リクエストもあって現在 1 冊だけ蔵書しています。予約が多数ありますが、複本を購入する予定はありません。

・我孫子市平成 27 年第 8 回定例教育委員会会議録 (平成 27 年 8 月 25 日開催)

我孫子市ホームページより一部を転載

https://www.city.abiko.chiba.jp/kosodate/kyoiku/gaiyou_teirei/h27teireikaigiroku_files/201508kaigiroku.pdf

○北嶋委員 皆さんいろいろお耳になさっていると思いますけれども、『絶歌』という本です。著者が元少年 A ということで、発売から 2 カ月以上たちました。私も昨日、図書館で予約できるかなと思ってやったら、蔵書がないということでありませんでした。

そこでなのですが、その後いろいろ調べました。各自治体でいろいろな反応が出ていますよね。神戸のほうでは市長さんのお考えや何かで置かないとか、また本屋さんによっても売らないというのがいろいろあります。その中で、日本図書館協会からは「図書館の自由に関する宣言」というのが出されていて、我孫子市ではこの本に対して今は蔵書がないようですので、今後どういう対応をなさっていくのか伺いたいのですが、よろしく願いいたします。

○日暮図書館長 図書館の考え方として、図書館の資料については、いろいろな観点からいろいろ考え方があって、いろいろなものの考え方から読んでいただいてもらうというのが考え方で、それをまた支持したりとか、これを撤去したりといったようなものではなく、考えるために読みたいという市民には、その資料を提供して、知る自由を保障していくことが必要だと考えております。

今言いました『絶歌』についてなのですが、これについては一応買ってあることは買ってあります。この取り扱いについてどのようにするかは、先ほど言われました日本図書館協会の「自由に関する宣言」ですが、その「提供の自由に関する宣言」の中に、「提供は自由である。しかし、次の場合に限って制限される」ということが書いてありますので、図書館としてはそれに沿って判断したいと思っています。

その中で 1 つ目として、人権またはプライバシーを侵害するもの。2 つ目として、わいせつ出版であると判決が確定したものの。それから寄贈等をしたものについて、寄贈者が公開を否とするものについては公開にしないというふうな形になっていますので、この場合 2 つ目と 3 つ目は該当しないのかなと考えます。

1 つ目の人権またはプライバシーの侵害ということについて、図書館の一般書選定担当職員を中心に 10 人ほどの人が読みまして、これはどうなのかということを主体的に判断しました。結果として、一部記述に残虐なところが見受けられるところがありました。かといって、人権またはプライバシーを侵害するものに該当するかというと、該当しないのではないかと考えます。實際上、個人の名前が出たりする場合がありますけれども、これはプライバシーを侵害するのかどうかという判断については、我々が判断するものではないのかなと考えております。

結果として、この作品については、複数買って提供するものではないと。内容が内容ですので、そういった話題性を考慮すると、市民の知る権利に応える必要があるかなと考えております。また、これを市民に提供しない理由も見当たらないと考えています。これについてはリクエストも 4 件ほど来ておりますので、提供していくしかないのかなというふうを考えています。

ただ、リクエストが終わった場合、残虐的な部分の記述があることや遺族に配慮するといったことを考えますと、普通に一般的に配架するのではなく、書庫に配置するなどの対応が必要かなと考えております。

ちなみに近隣の市町村の状況を説明しますと、今現在提供しているのは県内では 11 市ございます。柏市、印西市も提供しております。東葛では今まだ提供していないのは松戸市と流山市で、このことについても担当に聞いたところ、松戸市はもう購入して提供する予定だということを言っております。流山市についてはまだはっきり決めていない。遺族に配慮して提供を見合わせているみたいなのを言っていますけれども、状況を見て受け入れて提供をしていくかもしれませんというようなことを言っております。以上でございます。

○小林生涯学習部長 私のほうから少し補足の説明をさせていただきます。

今回のこの書籍については、北嶋委員からもありましたように、既に出版がされている、一般の書店でも実際に頒布がされている。しかし、その出版に対する是非、それから各図書館での取り扱いが分かれているという特殊な事情にあります。こういう状況の中で、今回これをどう取り扱っていくのか。言ってみれば公立の図書館で、社会的役割を持っている我孫子市の図書館がどう取り扱うのか。これを我孫子市として主体的に判断をしたということで、主体的な判断の仕方については先ほど館長からもありましたように、多くの職員が実際に本を読んで内容を確認しているということです。先ほど蔵書に入っていないということがありましたけれども、まだ決定されていないので、実際にそういう検討するに当たっては収集しております。これからそれをどう提供するかというようなところでの検討になります。

図書館の役割の 1 つには、やはり市民の知る自由に応じていく必要があるだろう。それは基本的には提供の制限というのではないと、原則としてそういう制限はしないということです。

ただし、限られたものですが、先ほどから館長からもありましたけれども、何点かの制限事項というものがあります。今回はその中で人権またはプライバシーを侵害するようなものなのかどうか、ここについて検討しました。内容を確認した結果、そういうところを侵害してはいないと。そういうものはないということで、これについては提供していく必要があるだろうというふうには 1 つの結論には至っています。ただし、遺族の方が出版社に回収を要請したというような経緯もありますので、やはり家族感情、遺族感情というものには十分配慮する必要があるだろうと。

それから、もう 1 つには、やはり残虐な記述も一部にある。猫を殺害する部分でそういうものがあるということですから、その辺については、自由に閲覧ができるような環境に置くことは余り好ましくないだろう。ですから提供の段階で一定の配慮はする必要があるだろうということになりましたので提供はしていく、ただしそれはリクエストに応じて、読みたい、知りたいという市民の要望には応えていきますが、遺族感情、そういうものには十分配慮しながら行っていくというようなことで、今は考えております。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。今、図書館、それから生涯学習部長のほうから、この『絶歌』についての取り扱いをこういうふうにしたいという提案をいただきました。これについては、こういう機会ですので、それぞれ教育委員の皆さんの御意見も伺いたいと思います。

初めに北嶋委員のほうからよろしいですか。

○北嶋委員 きょう発言させていただき準備としては、「我孫子市図書館資料収集要綱」というのを読ませていただきました。これを読んでも、先ほど館長なり、部長がおっしゃったように、今回の本はどことも触っていないかなと思います。図書館の役割としては、市民の方々が知りたい、見たいという資料を提供するためにということが入っていますよね。この『絶歌』という本は、私は感情的には好ましいと思いませんけれども、人によっては価値があって読まれる方もいらっしゃるということで、全くシャットアウトをして我孫子の図書館に置かないと、読みたい市民の方が読みたいと言われても、お貸しできませんということは制限できないかなと思いました。本屋さんに行けば積んであります。買えばいいのですけれども、図書館利用するか買うかはその方の自由で図書館の本を読みたいという方がいらっしゃれば、それは蔵書として置いて提供するのも仕方がないのかなと思います。これは増刷も出ていませんし、きちんと本として流通しているものですから、それをどことも状況として触らないのでありながら感情的に置かないというのは違うのかなと思います。ただ、個人としては、もし子供がいるのであれば自分の本棚に置きたくないかなというのは、これが個人感情です。それは別として市の図書館として考えた場合、生涯学習提供の大事な場ですので、やはり先ほど館長、部長がおっしゃったような配慮でいいのではないかなと思います。以上です。

○倉部教育長 長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 私はこの本は手にしたことがなく、中を読んだことはないのですが、個人的な感情から言うと、この本を

読みたいかということ、そうではないのですけれども、こういう公共の市で扱うかどうかについては、やはり知る権利というものはあるし、考えるために読みたい、さっきおっしゃられたことも必要だと思います。ただ誰しもが手にとっていいかというと、やはり少しそこは考えるべきではないかなというふうには思います。

1 つお伺いしたいのが、図書館というのは、リクエストすれば誰でもその本を手にとることができるのですか。年齢的なものですか、そういったものでは。

- 日暮図書館長 先ほども言いましたけれども、一般に手にとれるような形ではなく、書庫で配置するというふうを考えています。内容が内容だけに、それをお子様を読んだ場合に正確に判断できるか。それから、育つ過程において悪い影響を与えることがないか。そういったことを考えると低学年というか、そういった方には配慮が必要なかなと考えております。
- 小林生涯学習部長 今館長からお答えしたとおり、内容のいい悪いではなくて、書かれている内容がきちんと理解ができるかということですね。もともと書かれているものが、児童図書とか生徒向けの図書ではないというふうに我々も思いますので、基本的には、義務教育を終わった方たちに、もしリクエストがあれば、読んでいただく本かなというふうには考えております。

○倉部教育長 豊島委員、いかがでしょうか。

- 豊島委員 今お話しいただいた、おおよそそれで私も賛成です。公的な図書館ですから、知る権利がある人に対して提供するという、そういう責務は持っている。だけれども内容によってそれをある程度制限していくという、そういう意味での責任もあるはずなのです。ですからそのところの間をどうとるかという、書庫に配置するというふうなところが、ぎりぎりのところなのかというふうに思います。これは名前がちゃんと書かれていない図書でありまして、昔の万葉集や何かのよみ人知らずというふうにして名前がわからないから書かないというものは全然違う意味での、作者は知っているのだけど作者不明、そういうある意味では無責任な図書になっているわけですよ。ですからそのところを、誰が責任を持って見せるんだということを逆に問われたら、微妙な心理が働くはずなのです。

私は今、自分ではこれを読みたいという触手は働きません。自分で読みたいとは思いません。けれども、読まざるを得ないだろうとも思っています。読みたいのではなくて読まざるを得ないという人たちもいると思うので、そういうところでの提供は必要かとは思いますが。しかし、もろ刃の剣です。提供しなければいけないけれども、ある程度それなりの判断をしていかなければいけないということもまた事実ですから、今おっしゃられたその方向に賛成します。それでいいと思います。以上です。

○倉部教育長 足立委員、いかがでしょうか。

- 足立委員 私はこの『絶歌』の出版の是非ですか、図書館に置くべきかどうかということをご報告、ニュースなどで見ておまして、大事なところが置き去りにされているというか、「自由」という言葉が都合よく理解されている。この「自由」の主語と目的語という、そもそも何のための自由なのかということをご報告にされたまま、何か都合よく議論が進められているのかという気がするのです。「自由」の主語というのはあくまでも国民であって、何から自由なのかといえば権力の干渉からの自由だと思うのです。

つまり図書館の存在意義というのが、国民が何を知らず、何を知らざるべきではないのかということをご報告にしないために、国民がさまざまな情報に接する、アクセスできる権利を持って権力をチェックしていく。そのための拠点が図書館であるということが議論の大事なところだと思うのですけれども、そういうところが置き去りにされて、何か知る自由があるのだからということだけがクローズアップされて議論が進んでいるのが、私はすごく違和感があるのです。そういう意味でも、今回の我孫子市民図書館の御判断というのは非常にバランスがとれて、何のための自由なのかということに立脚した上である程度の制限をするというのは、私は賛成です。

私も小学生の子供がおりますけれども、図書館に置くべき本を権力が干渉することに関しては、図書館は毅然とした態度で臨んでいただきたいのですが、私の子供がその本に自由にアクセスできるというのは、私は親としては、それはやめてほしいなと思います。なぜかといえば、子供は自立して大人のように成熟しておりませんし、刺激的なものに触れたときに過度に影響を受けやすいであるとか、きちんとした判断ができないということもありますから、提供の自由は守りつつも、未成年であるとか、子供たちに対しては自由に手にとれるような状況に置かないという配慮は当然あつてしかるべきなのだろうと思いますので、そういう御判断をいただいているというのは 1 人の親としてもありがたいことだというふうに感じます。

○倉部教育長 ありがとうございます。皆さんの御意見を伺いました。

最後に私の意見も一応申し上げたいなと思います。個人的に言えば、今の職でなければ読まなかったと思います。ただ現状、教育委員会を構成する 1 人として、これについて意見を求められることがある、あるいは子供たちとの教育の中で、これは読む必要があると思って、読ませていただきました。一番心配だったのは人権の問題とプライバシー、どこまでこの本が触れているのか、それが一番心配でした。残虐シーンは恐らく書かれているだろうなという前提のもとです。個

人的には、この本の中には、プライバシーは触れられているとは思っています。ただ、触れられている範囲が人によって判断が分かれる内容であるという、その範囲があるというところが、この本に対する判断の非常に難しいところだと思います。ただ、積極的にこれを提供しないという範囲ではないと私も感じました。

ですから公共の図書館としてこの本を提供する必要がある、現実的にリクエストがあって、図書館にかかわる多くの人がしっかりと読んで、その判断の上でこういう結論を出したということについては非常に評価しますし、丁寧な対応を我孫子の図書館はとっていただいたなというふうに心から感謝します。

それともう 1 つは、単純にそれだけではなしに、いわゆる遺族感情にもちゃんと配慮している。それは購入の冊数を極力制限して、1 冊買って、多く買わない。これも 1 つの配慮だと思いますし、いわゆる配架されているものに、誰もがとれる状況におかない。ある程度の年齢制限で、判断できる人たちのリクエストには応えていくという判断を下したということにはとても良識を感じますし、担当職員が部長も含めて考えていただいたということはとてもいいかなと思っています。

先ほど長谷川委員が質問をされた年齢の関係ですね。どこまでの年齢が正しいのかというのは、非常にこれも難しいと思います。できれば先ほどお話があったように、我孫子市の教育委員会としては義務教育までの子供たちが対象ですので、その子たちに本当に見せられる内容かどうかというものを意識せざるを得ない。原則的にそういう年齢というものを配慮できないんだという考え方はわかります。制限の中でそういうものを、それぞれの本に対して、この本は何歳からいいという判断ができない。それは十分わかります。原則はそうだと思いますけれども、教育委員会として、公費で買う本に対してどういう提供の仕方が望ましいだろうかとことを考えることも必要だと思っています。ですから私は、できればある程度の子供たち、いわゆる自分の判断がなかなか難しい子供たちに対しては、残虐シーンとかそういうものが実際に書かれている本ですので何らかの配慮はしてほしいと思いますし、そういう対応をとっていただきたいなと思います。これが私の感想です。

今まで 5 人の意見をそれぞれ聞いて、この本に対してということで、基本的には図書館の対応については、それを支持するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 倉部教育長 私がもう一度確認したいのは、年齢についての、低学年についての提供の仕方の配慮、これはまだ確定していないと思いますので、何歳からいい悪いという判断は、正直に言って私どもも、何歳からにしろということではできませんが、教育委員会の 5 人の総意として、そういうような配慮を図書館に求めたいという要望はしたいなと思うのですけれども、皆さんいかがでしょうか。
- 豊島委員 これは市販されています。ですから、義務教育を受けている児童生徒が、どうしても読みたいということがあって、親がそれを認めたりなんかすれば幾らでも手に入るものです。ですから、図書館でシャットアウトして全然手に入らないとか読めないというものではないわけで、情報を全部シャットアウトしたというわけではないから、ただ先ほどおっしゃったように、また質問に答えていただいたように、我々は義務教育を考えている委員会ですから、義務教育を受けている学年とかそのところは貸さないということは、それで取り立てて問題になることではないだろうというふうには私は思っています。もちろんほかの人の意見もあれば聞かせていただきますけれども、私はそういうふうには思っています。

○倉部教育長 ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがでしょう。

ある程度の年齢に対して配慮を求める、絶対的にこの年齢以前は見せてはだめという決定にはなかなかならないのですけれども、そういうような配慮は必要とする図書だと思いますので、そういうものを図書館のほうに 5 人の総意として求めるということについては賛同いただけますでしょうか。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 今の意見をまとめさせていただきますと、図書館が考えていただきたいいわゆる方針については、全面的に教育委員会として賛同したいと思います。

なおかつ、その上で年齢的な、できれば義務教育までの子供たちに対しては、何らかのそういうような配慮をできるだけしていただきたいということを要望したいと思いますので、ぜひその辺はお受けとりいただきたいなと思っています。よろしいでしょうか。

- 小林生涯学習部長 先ほど北嶋委員からもありましたけれども、「図書館収集要綱」は提供にも通じるものだと思うのですが、その中にもきちんと市民の権利を保障ということが書かれていますけれども、もう 1 つ大事なことに、地域の特性とか社会の動向とか市民の要求に十分に配慮することになっておりますので、今の年齢についても、皆様方からいただいた御意見に図書館として十分配慮をしていきたいと思っています。
- 倉部教育長 ありがとうございます。この内容について、ほかに何か御意見ございますか。—よろしいですか。

・平成 27 年第 17 回玉野市教育委員会会議録 (平成 27 年 8 月 26 日開催)

玉野市ホームページより一部を転載

<http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2014022600047/files/H27NO17kyouikuiinnkaikaigiroku.pdf>

(3)「絶歌」に関する取扱いについて

(図書館長) 資料により説明

(委員) 子どもたちへの影響を考えると、18 歳以上にした方がよいと思った。

(委員長) 親や教員などは、情報を得た人が正しい判断をできる教育をしなくてはならない。情報を止めるのではなく、大切なのは判断能力を持つ人を育てることだ。

・平成 27 年 第 8 回 武豊町教育委員会 会議録 (平成 27 年 9 月 17 日開催)

武豊町ホームページより一部を転載

http://www.town.taketoyo.lg.jp/archives/014/201510/27-9%E6%9C%88_%E5%AE%9A%E4%BE%8B%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%EF%BC%88%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E9%8C%B2%EF%BC%89.pdf

(6)「絶歌」一元少年 A-について

(教育長) 小中学生への影響を考え、町立図書館では予約貸し出しで対応していく。

(中央公民館長) 県下 54 の市町村立図書館のうち 17 の図書館で配架している。

※編者注 OPAC では“18 歳未満閲覧・貸出不可”の表示あり

・平成 27 年度第 1 回徳島市立図書館協議会 会議録要旨 (平成 27 年 9 月 30 日開催)

徳島市ホームページより一部を転載

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shakai_kyoiku/pdf/shakai_kyoiku53_02.pdf

<質疑応答⑧> 委員 今年大きな話題になった『絶歌』については問い合わせや市民からの反響はあったか。

事務局 『絶歌』にはリクエストが何件かきていたが、図書館では社会教育課との協議の上、所蔵しないことに決定した。特に問い合わせ等もなく、大きなトラブルにはなっていない。

(3)学会発表より

●第 63 回日本図書館情報学会研究大会 2015 年 10 月 17 日

・大谷康晴(報告者)、池内淳、大場博幸、安形輝「公共図書館における「絶歌」の収集と提供」

『第 63 回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2015.10.17. p.13～16.

予稿 <https://drive.google.com/file/d/0B2gPWRxYYLO6RUZFY1FIZklzTOE/view>

スライド <https://drive.google.com/file/d/0B2gPWRxYYLO6d0RkUVVCMkxHbWM/view>

『絶歌: 神戸連続児童殺傷事件』(2015 年 6 月 11 日発売)については発売前から大きな話題となり、各地の公共図書館での所蔵について報道されたり議会で論議されるなど異例の状況であったことから、全国公共図書館の所蔵状況を調査することにより、公共図書館の資料選択・資料提供に関する態度について把握しようとする研究であった。

まず、カーリルの API を利用して 6 月 17 日から 9 月 11 日まで全国の公共図書館の所蔵状況を毎日取得するとともに、8 月 1 日までの予約状況を確認、また関連情報として類似図書の収集・提供状況、社会的関心の高さとしてアマゾンのレビュー数、『絶歌』に関する主要メディアの報道を収集している。

その結果、社会的関心に比して所蔵館数がそれほど伸びていないこと、禁帯出、閉架への配架、年齢制限のかかっている館、開架から閉架への配架替え、貸出可能の状態から検索できない状態へ移行している館があることが報告された。また、類似図書と比較して所蔵数に対して予約がきわめて多いこと、犯罪加害者著作本としては比較的所蔵が多いが禁帯出対応も多いこと、全国分布から地域の差より都道府県による対応の差が見られたことが報告された。

結論として、『絶歌』の所蔵と提供について全国の公共図書館がかなり慎重な対応をしていると判断できる、としている。

(文責: 熊野清子)

●西日本図書館学会平成 27 年度秋季研究発表会 2015 年 12 月 5 日 会場: ホルトホール大分 2 階

・安光裕子「公立図書館における「有害図書」の取扱いに関する一考察 —福岡県内での実態調査をふまえて—」

『西日本図書館学会平成 27 年度秋季研究発表会』2015.12.05.

本発表では、ある資料が青少年健全育成条例に基づいて「有害図書」に指定された場合に、その資料を公立図書館がど

のように取り扱うのか、という問題意識の下で、福岡県内の公立図書館 116 館を対象として実施したアンケート調査に基づく報告と問題点の分析がなされた。

「有害図書」に指定された資料の提供については、青少年も含めて自由提供(制限なし)と回答した図書館が 7 館(6%)であり、青少年への提供は資料を実際に閲読して図書館独自に判断するという図書館が 4 館(7%)であったという。発表ではこれらの対応を「図書館の自由に関する宣言派」「条例対応検討派」とされた。

一方で、条例が求めている、「大人への提供制限を行う(または検討する)」とした図書館も 7 割に上っており、その理由として、「大人を通して青少年が閲覧する可能性がある」「内容に問題があり、図書館での閲覧貸出に適さない」といった意見が寄せられたという。安光氏はこれらの対応を「条例過剰適応派」「条例意識過剰派」とし、有害図書の収集についても、半数以上(51%)が、指定を受けた本は「収集しない」と回答した点もあわせて、図書館の自由の観点からも大きな問題があると述べられた。

発表では、青少年健全育成条例で青少年への販売・閲覧・貸与等が禁止されている「図書類取扱業」には図書館は含まれないのではないか、という問題提起もなされた。指定資料を図書館で青少年に提供することについては、条例の適用を受けるとする解釈が一般的と思われるが、アンケートの結果から、指定を受けても提供するという図書館が一定数存在することを知り、条例を無批判に受け入れることの問題を考えさせられた。(文責:山口真也)

・大谷康晴(報告者)、池内淳、大場博幸、安形輝「図書館の資料選択の論理:『絶歌』の所蔵状況を通じて」

『西日本図書館学会平成 27 年度秋季研究発表会』2015.12.05.

予稿 <https://drive.google.com/file/d/0BwgZSu2H8Q2XMnotcURqUjVxcFk/view>

スライド(修正版) <https://drive.google.com/file/d/0BwgZSu2H8Q2XRFd2V0lzaHJvVjg/view>

本発表は、『絶歌: 神戸連続児童殺傷事件』(太田出版)について、各地の公共図書館において購入すると判断された理由、購入しないと判断された理由を、新聞記事や公式声明等から整理・分析した調査にもとづく報告であった。

購入しない理由として最も多かったものが、「遺族への言及」と「資料選択上の理由」である。前者については、遺族感情や人権・プライバシー侵害を考慮したもの、後者については、選書基準に合わないので購入しない、あるいは、文学形式なので基準外、といったものであったという。購入しない理由を見ていくと、全体的に「モラリズム」が強く働いているという印象もあり、多くの図書館において、資料選択の論理が希薄であるように感じられたという。

購入する理由として多かったものが、「自由宣言」を論拠とする意見であり、「図書館の自由」の考えが図書館現場に一定程度定着していることが読み取れるという。ただし、「市民リクエスト」を購入理由として挙げる図書館も多く、「逆リクエスト」があれば購入しない方向に流れていく危惧も示された。また、新聞等の取材には「購入する意向」と伝えつつも、いまだ購入していない図書館もある。購入した図書館でも何らかの制限をかけているケースがあり、青少年への貸出禁止、コピー禁止などの措置をとる図書館もあるという。

「自由宣言」にもある通り、資料の選択における図書館の自律性は認められるべきだが、社会的関心の高い資料に対しては相互貸借での対応には限界があり、収集の自由がなければ、提供の自由もない、とも考えられる。資料収集と資料提供との密接な関わりについて考えさせられる発表であった。(文責:山口真也)

(4) 海外のニュース

●全米情報基準機構(NISO)、図書館などにおける利用者のデジタルプライバシーについての原則(2015 年 12 月 10 日)

NISO Consensus Principles on Users' Digital Privacy in Library, Publisher, and Software-Provider Systems (NISO Privacy Principles)

http://www.niso.org/news/pr/view?item_key=678c44da628619119213955b867838b40b6a7d96

http://www.niso.org/topics/tl/patron_privacy/

●シカゴの学校司書の解雇が生徒たちの抗議によって撤回

Chicago School Librarian's Job Saved by Student Protest, Anonymous Donation Dec.22,2015

<http://cblbf.org/2015/12/chicago-school-librarians-job-saved-by-student-protest-anonymous-donation/>

シカゴ市の公立学校 600 校には半分以下にしか専任あるいは兼任の学校司書が配置されておらず、特に黒人の生徒が多い地域の高校 46 校には専任司書はひとりしか配置されていないのだそうです。2013 年 3 月にマルジャン・サトラピの自伝的マンガ「ペルセポリス」が学校の意向により排除されようとしたところ、それに反対して、イリノイ州図書館協会が知的自

由の侵害事例として抗議し、書架に残ったという事例がありました。が、蔵書に関する侵害事例が起こるのは、学校司書の勤務が不安定なところにその原因のひとつがあるとのこと。

別の知的自由の件として13年勤務していた学校司書が予算削減で解雇されることになったのだそうです。それを聞いた生徒たちがRead-in(座り込みはSit-in)をして学校管理職にそれを撤回させたとのこと。

情報源のCBLDF(Comic Book Legal Defense Fund)はコミックの表現の自由を守るための活動をしている団体です。

(文責:井上靖代)

2. 新聞・雑誌記事スクラップ

(雑誌、新聞の別におおむね日付順に配列、テーマによりまとめたものもある)

2015年10月まで(補充)

- ・「神戸児童殺傷加害男性手記 購入も扱い慎重 県内書店や図書館 対応さまざま」『日本海新聞』2015.06.19.
- ・「手記「絶歌」割れる対応 神戸連続児童殺傷 出版の自由か遺族配慮か 中国地方の図書館や書店 陳列見送りも」『中国新聞』2015.06.19.
- ・「加害者手記 完売続出 神戸連続児童殺傷 販売継続・保留 県内書店に温度差 県立図書館 閲覧制限せず」『徳島新聞』2015.06.19.
- ・「遺族配慮か知る権利か 神戸殺傷・元少年手記 県内図書館が苦慮 3館は購入を見送り 読者に判断委ねるべき 識者」『山梨日日新聞』2015.06.21.
- ・「県内図書館 分かれる判断 神戸事件の手記「絶歌」購入しない」6市町被害者遺族に配慮 小豆島は所蔵予定 知る権利に応える」『四国新聞』2015.06.26.
- ・「手記購入 どう判断 県内自治体の図書館 神戸児童殺傷 加害者出版県立「選定基準外」・今治市「知る権利」 住民からリクエストも 県内書店は売れ行き好調 「読者に決めてもらう」「読みたい人いる限り」『愛媛新聞』2015.06.25.
- ・「神戸連続児童殺傷事件の加害男性手記 「絶歌」めぐり割れる対応 [岡山]県内図書館 書店 知る権利尊び取り扱い[倉敷市、津山市、総社市、高梁市] 遺族感情察し見合わせ[真庭市]」『山陽新聞』2015.07.02.
[貸し出す予定:岡山市、井原市、瀬戸内市、奈義町 購入しない:美作市、吉備中央町 検討中:岡山県]
- ・山口真也「図書館ノート 47 「健全な教養」と「不健全な教養」—寺門ジモンの図書館用語」『みんなの図書館』461号 2015.09. p.49~52.
- ・田井郁久雄「海老名市立中央図書館の問題は何か~図書館と書店、CCCとTRC」『談論風発』vol.10,no.2 2015.10. p.1~5.
- ・菱川廣光「知る自由」保障する役割放棄しないで」『談論風発』vol.10,no.2 2015.10. p.5~7.
[『絶歌』の出版、公立図書館の対応について『山陽新聞』2015.9.27 オピニオン面掲載の同タイトル記事に加筆]
- ・大谷康晴、池内淳、大場博幸、安形輝「公共図書館における「絶歌」の収集と提供」『第63回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2015.10.17. p.13~16.
<https://drive.google.com/file/d/0B2gPWRxYYLO6RUZFY1FIZklzT0E/view>
- ・大場博幸、安形輝、池内淳、大谷康晴「所蔵における価値と公平:集団的自衛権を主題とした書籍の所蔵」『第63回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2015.10.17. p.17~20.
- ・田中伸樹「少年事件の推知報道における公立図書館と少年法61条の性質」『第63回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2015.10.17. p.25~28.
- ・「周南市「ツタヤ図書館」、住民投票求め署名活動へ」『読売新聞』2015.10.21.
<http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/local/yamaguchi/20151021-OYS1T50031.html>
- ・「周南「ツタヤ図書館」反対派、11月7日にシンポ」『読売新聞』2015.10.28.
<http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/local/yamaguchi/20151028-OYS1T50049.html>
- ・「行政財産(周南総合庁舎開放施設)使用不許可決定書」2015.10.28. 平27周税第1-564号
- ・山口県オンブズマン市民会議「周南総合庁舎内「桜ホール」使用許可取り消しに対する抗議」2015.10.28.山口県知事あて
- ・「「ツタヤ図書館」反対派シンポ、「政治活動」理由に会場許可取り消し」『読売新聞』2015.10.30.
<http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/local/yamaguchi/20151030-OYS1T50038.html>
- ・「周南ツタヤ図書館反対」集会の会場使用山口県取り消し 市民団体反発」『中国新聞』2015.10.31.
[周南市で「ツタヤ図書館」計画の是非を問う住民投票条例制定の直接請求に向けて署名活動準備シンポジウムに山口県の事務所使用許可があり使用料も支払済みだったが、シンポジウムの内容が報道されたのちに使用許可が取り消された。「政治活動」に当たるためとする。主催団体の山口県オンブズマン市民会議は抗議声明を出

すとともに、損害賠償請求を準備している。]

2015 年 11 月分

- ・井上友稔「マイナンバー制度・個人番号カードと図書館」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.109,no.11 2015.11. p.691
- ・高橋恵美子「日本図書館協会学校図書館部会第 44 回夏季研究集 学校図書館が図書館である意味を考えるー日常の活動からー」『図書館雑誌』vol.109,no.11 2015.11. p.716~719.
- ・「天声人語」『朝日新聞』2015.11.02.
[日野市役所が古い公用の封筒を活用するにあたり、表に印刷された文言に墨塗りを施した。「日本国憲法の理念を守ろう」という言葉に…]
- ・「グーグル検索削除 職業上の犯罪歴も 東京地裁仮処分命令」『朝日新聞』2015.11.02.
- ・「出版社襲撃、4 人死傷」『神戸新聞』2015.11.02.
[バンラデシュの首都ダッカ…イスラム過激主義を批判して 2 月に殺害されたブロガーの作品出版にかかわって…]
- ・(社説)「公共図書館 地域の拠点として充実を」『神戸新聞』2015.11.06. [ツタヤ図書館をめぐる小牧市の住民投票で反対、武雄の選書問題視など]
- ・「韓国教科書 執筆責任者が辞退 セクハラ疑惑 国定化不透明に」『神戸新聞』2015.11.07.
- ・「NHK 演出問題 総務省注意 自民、幹部呼び出し BPO、「介入」と批判」『朝日新聞』2015.11.07.
- ・「NHK 演出問題 「政府介入許されない」 BPO、強い姿勢示す／政権側の反発必至／考論 慶応大の大石裕教授(ジャーナリズム論)の話「重い受け止めが必要」／立教大の逢坂巖兼任講師(政治コミュニケーション)の話「可否国民も考えよう」『朝日新聞』2015.11.07.
- ・「NHK やらせ問題 自民聴取は放送への圧力 BPO 異例の批判 「クロ現」は倫理違反」『神戸新聞』2015.11.07.
- ・(解説)「BPO 自民批判 権力の番組介入に懸念 「口実」とえぬ報道必要／薄井広義・上智大教授の話「政権与党をけん制」」『神戸新聞』2015.11.07.
- ・(社説)「BPO と政権 放送の「自律」を守れ」『朝日新聞』2015.11.12.
- ・(社説)「BPO 意見書 政治介入への危機表明だ」『神戸新聞』2015.11.12.
- ・河崎真澄「香港の“反中書店”に異変、店主ら続々失踪の怪…誰が何の目的で？」『産経ニュース』 2015.11.12. 18:49
<http://www.sankei.com/world/news/151112/wor1511120034-n1.html>
[中国本土で“禁書”とされる共産党体制や国家主席ら幹部を批判する書籍の販売で知られる「銅鑼灣書店」]
- ・揺れる周南「ツタヤ図書館」 選書・分類…各地で問題 反発の市民ら 住民投票計画」『中国新聞』2015.11.13
- ・「本を入れ替えフェア再開 「偏り」批判渋谷の書店」『朝日新聞』2015.11.14.
- ・「「某民主主義フェアから外された 40 冊」清風堂書店がブックフェア 「本屋攻撃に危機感」」『朝日新聞』2015.11.19.大阪市内ページ
- ・「保守・右派誌の広告は語る 「嫌韓嫌中」「愛国」…新聞広告の論調 20 年分析／徐々に表現厳しく・心理を客体化」『朝日新聞』2015.11.17.
- ・「「帝国の慰安婦」著者 名誉毀損の罪で在宅起訴 韓国検察」『朝日新聞』2015.11.19.夕刊
- ・「慰安婦書籍の著者在宅起訴 名誉毀損と韓国地検」『神戸新聞』2015.11.20.
- ・(社説)「歴史観の訴追 韓国の自由の危機だ」『朝日新聞』2015.11.21.
- ・「バリ同時テロ 1 週間 仏、揺らぐ「自由の国」 非常事態延長 88%が賛成 「イスラム国」に恐怖と怒り」『神戸新聞』2015.11.21.
- ・「表現の自由の調査 日本政府「延期を」 国連、要請受け先送り」『朝日新聞』2015.11.21.
- ・「TSUTAYA 図書館 論議を呼ぶ選書や個人情報」『毎日新聞』2015.11.23. 東京朝刊
<http://mainichi.jp/articles/20151123/ddm/004/040/005000c>
- ・「在宅起訴の「帝国の慰安婦」著者インタビュー 「すべて史料に基づき解釈」／日米の研究者ら抗議声明／否定的反応目立つ韓国」『朝日新聞』2015.11.27.
- ・「周政権幹部を特集 党系列の雑誌回収 偶像化のタブーに抵触？」『朝日新聞』2015.11.27.
[党機関紙人民日報傘下の雑誌が発行する「環境人物」最新号]
- ・「市長見解説明は文書のみ 今村氏方針 西宮の重要課題巡り」『朝日新聞』2015.11.27.
- ・「宝塚市長に「怒りに震える」と批判され 西宮市長「驚きに震える」」『神戸新聞』2015.11.27.

2015 年 12 月分

- ・熊野清子「ネットの海を漂流しはじめてしまった図書カード」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.109,no.12 2015.12. p.759.
- ・山口真也「図書館ノート 49 沖縄の新聞は「つぶさなあかん」? -「公正中立」の本当の意味-」『みんなの図書館』464号 2015.12. p.58~62.
- ・「「図書館システムのデータ移行問題検討会」始動」『JLA メールマガジン』第 780 号 2015.12.24
<http://www.jla.or.jp/tabid/262/Default.aspx?itemid=2811>
- ・大谷康晴、池内淳、大場博幸、安形輝「図書館の資料選択の論理:『絶歌』の所蔵状況を通じて」『西日本図書館学会平成 27 年度秋季研究発表会』2015.12.05.
<https://drive.google.com/file/d/0BwgZSu2H8Q2XMnotcURqUjVxcFk/view>
- ・安光裕子「公立図書館における「有害図書」の取扱いに関する一考察 -福岡県内での実態調査をふまえて-」『西日本図書館学会平成 27 年度秋季研究発表会』2015.12.05.
- ・図書館問題研究会常任委員会「CCC の運営する図書館(通称「TSUTAYA 図書館」)に関する問題についての声明」2015.12.02. <http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/ccc/>
- ・いがやちか「TSUTAYA 図書館の選書問題が揺るがす「図書館の自由」 "不適切図書"は誰にとって不適切?」『ハフィントンポスト』2015.12.25. 12:48 http://www.huffingtonpost.jp/2015/12/24/tsutaya-lib_n_8874158.html?
- ・大谷康晴「図書館における資料選択」2015.12.15.(九州大学附属図書館 学術講演会の資料)
<https://drive.google.com/file/d/0BwgZSu2H8Q2XWXXVaUEFhUTISWTQ/view>
- ・(戦後 70 年 戦争と新聞)「なぜ戦争協力の道へ」『朝日新聞』2015.12.02.
<http://digital.asahi.com/articles/DA3S12096271.html>
陸軍説明のみ 問題視せず 軍の「独断」に記者クラブは協力した責任検証まで 40 年以上／前坂俊之・静岡県立大名誉教授(ジャーナリズム論)の話
- ・(戦後 70 年 戦争と新聞)「戦時下の本紙記者は／検閲で「ボツ」無念のゲラ／敗戦後は一変 不信で退社／軍発表通りにしか書けず」『朝日新聞』2015.12.02. <http://digital.asahi.com/articles/DA3S12096274.html>
- ・「「帝国の慰安婦」で在宅起訴 著者の朴氏「起訴、非人間的」」『朝日新聞』2015.12.03.
- ・「「非人間的な起訴」と抗議 韓国・慰安婦書 著者の教授らが会見」『神戸新聞』2015.12.03.
- ・池澤夏樹「終わり始まり テロとの戦い 団結するか見捨てるか」『朝日新聞』2015.12.03.夕刊
- ・「秘密法、きょう完全施行 担当の公務員に「適性評価」」『神戸新聞』2015.12.01.
- ・「秘密保護法 身辺調査対象は 9 万 7560 人 政府発表 公務員らの「適性評価」」『神戸新聞』2015.12.02.
- ・「特定秘密保護法施行 1 年 恣意的運用 不安拭えず 監視機関の実効性が課題」『神戸新聞』2015.12.04.
指定文書開示に厚い壁 内閣の承認で期間延長 「概要リスト」は非公開
情報公開クリアリングハウス理事長三木由希子さん「問題提起続けることが重要」 評価も困難なほど不透明
「安保法とセットで廃止を」 6 日に市民団体デモ 連動する危険性を指摘
- ・(社説)「秘密法施行 1 年 問題多く廃止すべきだ」『沖縄タイムズ』2015.12.04.
<http://www.okinawatimes.co.jp/article.php?id=144313>
- ・「特定秘密保護法 「適正評価」25 人が拒否 理由不明 防衛、外務省職員ら／借金状況、精神疾患の有無まで調査 個人情報収集に懸念の声」『神戸新聞』2015.12.04.
- ・(耕論)「安保情報の壁に挑む／ピースデポ代表田巻一彦さん「地道な蓄積で実態に迫る」／ワシントン・ポスト記者ダナ・ブリーストさん「政府の透明性確保が重要」」『朝日新聞』2015.12.05.
- ・(社説)「秘密法施行 1 年 運用や監視の実態見えず」『神戸新聞』2015.12.08.
- ・「特定秘密保護法 「憲法上問題」 検査院が支障指摘／右崎正博・独協大教授(憲法)の話「検査院は追及を」」『毎日新聞』2015.12.08. 東京朝刊 <http://mainichi.jp/articles/20151208/ddm/001/010/164000c>
- ・「秘密保護法「憲法上問題」と会計検査院が支障指摘 毎日新聞報道」『秘密保全法に反対する 愛知の会(特定秘密保護法に反対)』2015.12.08. <http://nohimityu.exblog.jp/25035653/> [元資料の掲載あり]
- ・「秘密法「憲法の規定上問題」 検査院詩的「文書提供に懸念」」『朝日新聞』2015.12.08.夕刊
- ・「秘密法「憲法の規定上問題」指摘 通達の時期なお未定／元会計検査院局長の有川博・日本大教授(公共政策)の話「内閣官房が解釈明示を」／田島泰彦・上智大教授(情報法)の話「特定秘密法本質表れた」」『朝日新聞』2015.12.09.
- ・「秘密保護法「業務に支障」 会計検査院 憲法上問題と指摘」『神戸新聞』2015.12.09.
- ・「特定秘密保護法施行 1 年 情報管理 現場に重圧／会議のたびに「罰則」読み上げ 自衛隊 政権締め付け 幹部困惑」

『神戸新聞』2015.12.10.

- ・「秘密法施行 1 年「多くの人々が懸念」 国連「表現の自由」調査担当者が本紙に」『東京新聞』2015.12.10.
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201512/CK2015121002000125.html>
- ・「秘密法施行 1 年 積み残しの課題なお重く」『西日本新聞』2015 年 12 月 10 日 10 時 41 分
<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/syasetu/article/212236>
- ・「監視の実効性、疑問も 秘密保護法施行 1 年 運用実態判断、情報少なく」『日本経済新聞電子版』 2015.12.11. 6:46
http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS10H3G_Q5A211C1PP8000/
- ・(社説)「秘密法 1 年 疑念はぬぐいきれない」『朝日新聞』2015.12.12.
- ・(メディアタイムズ)「「偏り」批判する空気 報道や書店、博物館まで対象」『朝日新聞』2015.12.07.夕刊
京都大教授(メディア論)佐藤卓己さん「対話の模索こそ必要」
ジュンク堂書店難波店長福嶋聡さん「書店 意見戦わせる場」
- ・「安保チラシを配布 自民支部、辞任要求 北海道の町社協 4 理事退任」『朝日新聞』2015.12.14.
- ・「ネット検索結果 ヤフーに初の削除命令 東京地裁が仮処分 グーグルに続き」『神戸新聞』2015.12.08.
- ・「ヤフー検索結果に初の削除命令 東京地裁が仮処分決定」『日本経済新聞』2015.12.08. 2:00
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG07HB6_X01C15A2000000/
- ・(社説)「忘れられる権利 表現の自由とバランスを」『神戸新聞』2015.12.16.
- ・「テロ投稿削除のジレンマ ソーシャルメディアめぐり米で議論 「間違った声増幅」「言論規制」」『朝日新聞』2015.12.13.
- ・古谷浩一(風 北京から)「古新聞から消された事実」『朝日新聞』2015.12.05.
- ・「中国の人権派弁護士 初公判で無罪主張 ネット書き込みで「民族怨恨・扇動罪」」『朝日新聞』2015.12.14.
- ・「「サイトで中国当局批判」初公判 人権派弁護士無罪訴え／警察が支援者排除 欧米は釈放要求」『神戸新聞』2015.12.15.
- ・「バリ同時多発テロ 1 カ月 治安・自由均衡探る仏／法改正で捜査権限強化 改憲も／市民の権利・平等 崩れる懸念」『朝日新聞』2015.12.15.
- ・「住基カード発行年内終了 マイナンバー移行 用途狭く取得率 5.5%」『神戸新聞』2015.12.16.
- ・「介護教材 誤記載 234 カ所 厚労省 OB 理事長の法人作成 資格用、深刻なミスも」『神戸新聞』2015.12.16.夕刊
『介護職員初任者研修テキスト』第 2 版 長寿社会開発センター2015 年 4 月刊]
- ・「認知症の本に虚偽の記載 兵庫医科大学の教授、今春出版」『朝日新聞』2015.12.19.
[西崎知之『認知症はもう怖くない』2015 年春出版]
- ・「記事 名誉棄損の意図争点 産経前ソウル支局長あす判決 公益性でも主張対立／「報道の自由脅かす」批判」『朝日新聞』2015.12.16.
- ・「産経前ソウル支局長無罪 大統領の記事 名誉毀損成立せず／外務省 日本へ配慮 異例の要請／(解説) 起訴容認 報道の自由に傷」『朝日新聞』2015.12.18.
- ・(時時刻刻)「日韓無罪の力学 裁判長が外交省要請読み上げ 法廷騒然／「大統領」「私人」区別」『朝日新聞』2015.12.18.
- ・(社説)「産経記者判決 無分別な訴追終結を」『朝日新聞』2015.12.18.
- ・「産経前支局長に無罪判決 韓国地裁「大統領中傷目的なし」」『神戸新聞』2015.12.18.
- ・「産経前支局長に無罪判決 日刊懸案、予想外の決着／日本側 水面下「適切な対応」要請／韓国側 裁判所に「善処」促す文書」『神戸新聞』2015.12.18.
- ・「産経前支局長に無罪判決 報道の自由制限批判かわす 韓国地裁 朴氏のうわさは「虚偽」／新聞協会声明「無罪は当然」／ジャーナリスト大谷昭宏氏の話「産経にも反省すべき点」」『神戸新聞』2015.12.18.
- ・(社説)「前支局長無罪 言論抑圧の歯止めをせよ」『神戸新聞』2015.12.18.
- ・「産経前支局長の控訴断念 ソウル中央地検 無罪確定へ」『朝日新聞』2015.12.23.
- ・「産経前支局長、無罪確定へ 韓国検察が控訴せず」『神戸新聞』2015.12.23.
- ・(耕論)「放送と政治」『朝日新聞』2015.12.18.
是枝裕和さん・映画監督、BPO 放送倫理検証委員会委員長代行「倫理規範 権力が拡大解釈」
竹中平蔵さん・慶応大学教授「どちらも自制が足りない」
音好宏さん・上智大学教授「日本独自の BPO 生かせ」
- ・「変わる安全保障 日米平時の連携進む／「共同運用調整所」常設 軍事情報の共有「勝敗左右」／特定秘密指定なら検証困難」『朝日新聞』2015.12.20.

- ・「著名中国作家の訪日阻止 少数民族抑圧批判「国家安全に危害」」『神戸新聞』2015.12.19.
[王力雄氏、近未来小説「黄禍」が日本で出版された]
- ・「中国、人権派弁護士に猶予判決 強い政治色 捜査逃走 習指導部の意向に配慮か」『朝日新聞』2015.12.23.
- ・「人権派弁護士に猶予判決 中国、国際批判回避へ異例」『神戸新聞』2015.12.23.
- ・「今こそ宮武外骨 滑稽・頓知で幅広く批判」『朝日新聞』2015.12.21.
- ・(社説)「個人情報流出 自治体は体制の点検を」『朝日新聞』2015.12.21.
[堺市の全有権者約 68 万人分の氏名、住所、生年月日などが同市で選挙システムの保守管理などを担当していた職員から情報流出]
- ・「図書資料の紛失について」 岐阜県発表資料 2015.12.21.
http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_27205/happyo1221.data/happyo1221.pdf
- ・西濃祐太郎「同性愛関係の本 26 冊なくなる 岐阜県図書館が被害届」『朝日新聞デジタル』2015.12.21. 20:38
<http://digital.asahi.com/articles/ASHDP4VHJHDPOHGB00C.html>
- ・「岐阜県図書館、26 冊盗難 同性愛、性同一性障害の関連本」『中日新聞』2015.12.21. 13:00
<http://www.chunichi.co.jp/s/article/2015122190130013.html>
- ・学校図書館問題研究会『週刊少年ジャンプ』掲載の「斉木楠雄のΨ難 第170話 図書室のΨ難」における利用者のプライバシーにかかわる描写への対応について」2015.12.21. <http://gakutoken.net/opinion/appeal/>
- ・「特定秘密定時動議を否決 与党反対多数／野党「政府の都合で隠すのか」」『朝日新聞』2015.12.23.
- ・(耕論)「春画のダブルスタンダード」『朝日新聞』2015.12.25.
細川護熙さん 元首相・永青文庫理事長「波風嫌う日本社会のよう」
深沢真紀さん コラムニスト 淑徳大学客員教授「時代の価値観閉ざす無粋」
山本直樹さん エロマンガ家 「クズ」生み出す自由大事
- ・(社説)「公文書管理法 霞が関をもっと透明に」『朝日新聞』2015.12.27.
- ・「中国 仏記者を国外退去に 対テロ名目の抑圧、記事で批判」『神戸新聞』2015.12.27.
- ・「テロ助長する自由認めない」 記者証拒否 中国外務省」『朝日新聞』2015.12.27.
- ・「中国、「反テロ法」を採択 ネット企業を監視、傍受も」『朝日新聞』2015.12.28.

2016年1月分

- ・(NEWS)「図書館の自由委員会、「神戸高校旧蔵書貸出記録流出について(調査報告)を公表」『図書館雑誌』vol.110,no.1 2016.01. p.5.
- ・松井正英「求められる学校図書館担当者の専門性と主体性」(こらむ図書館の自由)『図書館雑誌』vol.110,no.1 2016.01. p.7.
- ・高橋恵美子「第5分科会／学校図書館2 学校図書館における図書館の自由を考える」(平成27年度(第101回)全国図書館大会ハイライト)『図書館雑誌』vol.110,no.1 2015.01. p.18~19.
- ・奥野吉宏「第11分科会／図書館の自由 図書館の自由と個人情報保護法の現在」(平成27年度(第101回)全国図書館大会ハイライト)『図書館雑誌』vol.110,no.1 2015.01. p.21.
- ・「第2回全国委員会の記録」『みんなの図書館』465号 2016.01. p.75~80.
[2.情勢報告 『絶歌』について報告、(質問・意見など)『絶歌』に関わる諸問題]
- ・古田博司「近代以後 No.20 元少年 A『絶歌』を超越する」『正論』530号 2016.01. p.54~57.
- ・粟井康夫「香港で書店関係者が相次ぎ失踪 中国本土に連行の観測も」『日本経済新聞』2016.01.03. 18:56
http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM03H05_T00C16A1FF8000/
- ・「反共本の関係者、相次ぎ失踪＝香港の書店に介入か—中国」『時事通信』2016.01.04. 15:22
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160104-00000068-jij-cn>
[銅鑼灣書店は、中国本土で出版や販売が禁止されている「禁書」を専門とする。2015年10月以降、社長や店長ら計4人がタイや広東省で次々と行方不明になった。]
- ・(社説)「香港の怪事件 言論の自由の危機だ」『朝日新聞』2016.01.09.
- ・「「一国二制度の危機」香港書店長ら失踪に衝撃／香港内でも拘束か」『朝日新聞』2016.01.11.
- ・「香港 自治揺らぐ危機感 書店長ら失踪に抗議デモ／「中国が越境し連行」」『朝日新聞』2016.01.11.
- ・「香港で書店関係者釈放求めデモ」『神戸新聞』2016.01.11.
- ・「失踪書店関係者、中国 TV に 十数年前の犯罪を「自白」」『朝日新聞』2016.01.18.

- ・「香港・失踪事件 書店関係者 中国が拘束 新華社報道」『神戸新聞』2016.01.18.
- ・「中国報道の矛盾指摘 香港作家拘束 民主派ら反発」『朝日新聞』2016.01.19.
- ・「書店関係者の妻 中国で夫と面会 失踪巡り香港警察発表」『朝日新聞』2016.01.25.
- ・「中国紙記者タイで失踪 人権活動関与 当局拉致、本国送還か」『神戸新聞』2016.01.28.
- ・「1面に銃背負った「神」 テロ1年 仏紙が特別号」『神戸新聞』2016.01.05.
 [6日発行予定の風刺週刊紙シャルリエブド特別号1面の写真あり]
- ・高見浩太郎「総論・各論 12月 パリ同時多発テロと日本 問われる自由の内実」『神戸新聞』2016.01.05.
- ・「個人情報提供 規則を整備 総務省 行政保有分を民間活用」『神戸新聞』2016.01.08.
 [プライバシーを保護した上で個人情報を活用するため、国の行政機関に蓄積されたビッグデータを利用するためのルールをつくる関連法改正案を今国会に提出]
- ・「特定秘密も会計検査対象」 検査官候補の小林氏「憲法が規定」『神戸新聞』2016.01.08.
- ・「特定秘密の書類 検査員に提供を 政府、関係機関に通達」『神戸新聞』2016.01.13.
- ・「特定秘密 443件に 昨年12月末時点」『神戸新聞』2016.01.13.
- ・「検査院要請なら秘密文書も提供 政府、2年越し通達」『朝日新聞』2016.01.14.
- ・「続マイナンバー 4個人番号カード 何に使える？」『朝日新聞』2016.01.09.
 [コンビニで住民票などが取れる自治体は約100、図書館で使える自治体は約70にとどまっている。]
- ・「わが闘争」独で再出版 主張誤り指摘の注釈『朝日新聞』2016.01.09.夕刊
- ・「ドイツでわが闘争」再出版 戦後発禁のヒトラー著書『神戸新聞』2016.01.09.
- ・「「ヘイト」利用防ぐために 公共施設・自治体向けパンフ 東京弁護士会作製」『毎日新聞』2016.01.10.
- ・(社説)「「偏り」攻撃 批判封じは間違いだ」『朝日新聞』2016.01.11.
- ・「GPS 捜査また違法判断 名古屋地裁「プライバシー侵害」」『朝日新聞』2016.01.15.
- ・「ヘイトスピーチ 条例で抑制 団体名公表 大阪市で成立、全国初」『神戸新聞』2016.01.16.
- ・「帝国の慰安婦」初公判 名誉毀損の意図否定 朴氏、無罪主張『朝日新聞』2016.01.21.
- ・「「帝国の慰安婦」朴教授側が無罪主張 初公判「名誉棄損の故意ない」／公益性が主要な争点に」『神戸新聞』2016.01.21.
- ・「トルコ政権批判を抑圧 学者ら相次ぎ拘束 「表現の自由」懸念も」『朝日新聞』2016.01.25.
- ・「「移動の自由」協定 EUで見直す動き 内相理事会で検討へ」『朝日新聞』2016.01.25.
- ・「テロ対策抗議、仏法相が辞任」『神戸新聞』2016.01.28.

図書紹介

『学校図書館が図書館である意味を考える－日常の活動から－:日本図書館協会学校図書館部会第44回夏季研究集會群馬大会報告集』日本図書館協会学校図書館部会 2015.12. A4版 80頁

入手についての問い合わせ先 <http://www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx>

【もくじ】開催要項／開会挨拶／部会報告 報告「学校図書館をめぐる状況」堀岡秀清／講演 講演「学校図書館と『図書館の自由』の親和性」山口真也／報告 1「学校の中に『図書館』があることの意味を問い続けて」矢田純子／報告 2「自立した学び手のための学校図書館」澤田英輔、加藤志保／報告 3「学校図書館職員問題検討会報告」中村崇／研究討議／参加者アンケート／参加者名簿／夏季研究集會テーマ一覧

3. 平成 27 年度(第 101 回)全国図書館大会 東京大会

今大会の分科会は 2015 年 10 月 16 日に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催されました。当委員会は午前中に、第 11 分科会(図書館の自由)「図書館の自由と個人情報保護の現在を考える」を主催し、また午後には、第 5 分科会(学校図書館 2)「学校図書館における図書館の自由を考える」を学校図書館部会と共催しました。第 11 分科会の参加者は 91 人、第 5 分科会の参加者は 62 人でした。本誌には第 11 分科会の大会ハイライトを転載します。なお、公式記録に大会要綱が収録されます。

【特集】平成 27 年度(第 101 回)全国図書館大会ハイライト (『図書館雑誌』 vol.110,no.1 より転載)
 第 11 分科会/図書館の自由「図書館の自由と個人情報保護の現在を考える」

最初に基調講演として、宮下紘 中央大学総合政策学部准教授から「ビッグデータとプライバシー保護」のテーマで、お話

をいただいた。

まず個人情報保護法制について、公的部門と民間部門で適用される法律が異なることについての説明があり、続いて個人情報保護の国内動向や判例、成立したばかりの改正個人情報保護法のポイントについて説明があった。またこれに関連して、個人情報漏えいの発生状況についての説明や、武雄市図書館・Tポイントカード利用に関する個人情報保護の問題点についての指摘があった。

次に、ビッグデータ時代の課題として、プロファイリング規制についての指摘があった。特にプロファイリングの始まりがナチスによるユダヤ人迫害にあることから、イギリスのIDカード廃止などEUのプライバシー権の哲学についての説明と、アメリカの哲学との違いについて、詳しく解説された。あわせて、忘れられる権利に関する動向についても説明された。一方日本では、プライバシーがなんとなく守ってきたエチケットのようなものになっているため、日本でもプライバシー権の哲学を考えるべきとの指摘があった。

基調報告では「図書館の自由・この一年」として、西河内 図書館の自由委員会委員長から、『絶歌』をめぐる図書館での収集・提供に関する動き、『週刊新潮』による加害少年の実名報道に関する動きなどが報告された。あわせて直近の問題として、神戸新聞による村上春樹氏の図書館利用履歴の記事に関する問題、いわゆるツタヤ図書館と図書館の自由に関する問題についても触れられた。

その後、お二人の講演・報告を基に研究協議が行われた。特にTポイントカードを図書館カードに利用することについて質問があり、宮下氏はセンシティブデータをCCCに提供することに問題があること、特に武雄市の例では機微情報の収集は条例で禁止されていることを指摘された。また、知る権利・自由とプライバシー保護という基本的人権の対立についての質問等があった。
(奥野吉宏:京都市立図書館)

4. おしらせ ※講演会情報は終了したものも記録のため掲載しています。

・「図書館システムのデータ移行問題検討会」始動

『JLA メールマガジン』第780号 2015.12.24 より転載

12月8日、先の理事会で設置が確認された「図書館システムのデータ移行問題検討会」(座長:大場高志常務理事)が第1回のミーティングを持ち、作業の確認を行った。2017年3月までに、公共図書館の図書館システムでのデータ移行に際して課題となる項目・用語を整理・公表し、特定システムに依存しない形での共通認識の生成を目指す。作業に際しては、検討会のサイトを作成し、適宜他館種も含め広く意見を募る機会を持ちつつ検討を進めて行く。

図書館システムのデータ移行問題検討会 HP: <http://www.jla.or.jp/committees/tabid/590/Default.aspx>

※本誌89号(2015年8月)20ページに、「(仮称)図書館システム委員会」設置提案についての記事を掲載したが、提案を部分的に実現する形の検討会が2015年10月より2年間の期限付きで設置された。

・図書館セミナー「図書館の運営を考えるー武雄市図書館と海老名市立図書館の選書から見えること」

主催:日本図書館協会図書館政策企画委員会 日時:2016年2月13日(土)午後1時半~4時半

場所:日本図書館協会階研修室

内容:基調講演(手嶋孝典氏:元町田市立図書館長)

報告(井上一夫氏:武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会)

報告(齊藤大起氏:神奈川新聞記者)

参加費:800円 定員:100名(申込順)

申込み・問合せ先:JLA 企画調査部 kikaku_at_jla.or.jp

<http://www.jla.or.jp/jlaevent/tabid/93/Default.aspx>

・北海道公共図書館司書会平成27年度第2回研修会「図書館の自由を考える」講師:塩見昇氏

日時:2015年12月7日(月)13:30~ 会場:札幌エルプラザ4階大研修室 参加費:2000円 司書会会員は無料

「図書館にこんな本を置いていいの?」そう問われた時に、私達はどうか答えるのか。

・第13回群馬県図書館大会 期日:2015年11月26日 会場:藤岡市みかぼみらい館

第1分科会 図書館の基本理念から選書を考える ~図書館は何を収集し、どう提供していくのか~

今年6月、図書館界に『絶歌』という激震が走りました。神戸連続児童殺傷事件の加害者が手記を出版したことでその是

非が問われ、その扱いを巡っては図書館でも対応が分かれて、連日マスコミに取り上げられ社会の関心を集めました。これまでも『はだしのゲン』の利用制限問題、週刊誌の少年事件の写真・実名報道など類似の事案が 起こるたびに 対応に苦慮した図書館もありました。このようなとき図書館はどうすれば良いのでしょうか。本分科会では、元・江東区立深川図書館次長の西村彩枝子氏に、図書館の使命や基本理念について「選書」の視点からお話しいたします。そして本分科会で実施した県内図書館の選書方法や『絶歌』の扱いについての調査結果を通して、図書館の選書はどうあるべきか、今回のような事案が起こったときどのような判断をすればよいかを、参加者とともに考えていきたいと思います。

講演 『絶歌』を通して、図書館のあり方を考える(西村彩枝子)、アンケート結果報告(志塚理華子)ほか

http://www.library.pref.gunma.jp/?action=common_download_main&upload_id=5028

○映画「疎開した 40 万冊の図書」上映予定

- ・12 月 1 日(火) 首都大学八王子南大沢キャンパス 講堂小ホール 主催:首都大学東京 学術情報基盤センター
- ・12 月 5 日(土) 稲城市立中央図書館 城山体験学習館 視聴覚室(中央図書館隣接) 上映 13 時 講演 15 時
- ・2016 年 2 月 27 日(土) 新富山市立図書館のオープンを祝って フォルツァ総曲輪 富山県図書館を考える会

○「疎開した 40 万冊の図書」DVD、2015 年 6 月よりライブラリー向け販売

- DVD「疎開した 40 万冊の図書」(上映権つき) 定価 35,000+消費税
- DVD「疎開した 40 万冊の図書」(個人貸出用) 定価 18,000 円+消費税

○新作「ウォーナーの謎のリスト」2016 年 6 月公開予定

- 戦後 70 年日本の文化遺産はこうして守られた!! ドキュメンタリー映画『ウォーナーの謎のリスト』
- 文化を守る映画製作委員会 監督:金高謙二 プロデューサー:森島恒行 制作協力:神田古書店連盟
- ※以上、詳細はシネマボックスホームページ <http://www.cinemabox.jp/>
- 「疎開した 40 万冊の図書」フェイスブック <https://www.facebook.com/40mansatu>

○『図書館の自由ニュースレター集成 3 2006-2010』

日本図書館協会 2015.10 ISBN978-4-8204-1509-1 ¥2,500+税(税込¥2,700)
『図書館の自由』ニュースレターの 51 号(2006 年 2 月)から 70 号(2010 年 11 月)の主な記事を抜粋編集しました。88 号からは電子版(PDF ファイル・無料)の刊行を基本とし、次号発行時には協会のホームページに公開しています。そのため、集成版の刊行は、次年度刊行の『集成 4』(71 号から 87 号記事の抜粋・施設会員配布)をもって終わりとなります。

○『図書館の自由ニュースレター集成 2 2001-2005』 ¥741+税(税込¥800)

『集成 3』の刊行にあわせて増刷し施設会員へ配布しました。若干余部があります。

○『図書館の自由ニュースレター集成 1981-2000』 税込特価 ¥1,000

○『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年付・図書館の自由に関する事例 2005~2011 年』

日本図書館協会図書館の自由委員会編 日本図書館協会 2013.7 ISBN978-4-8204-1303-5 ¥2,000+税
※以上、入手希望の方は書店への注文、または、図書館雑誌巻末に綴込みの FAX 注文用紙で入手可能です。協会へ注文されると個人会員の方は会員割引(定価の 2 割引き)できます。

○図書館の自由展示パネル「なんでも読める・自由に読める」パネルを追加しました

日本図書館協会図書館の自由委員会は、「図書館の自由」にかかわるさまざまな資料を視覚的に提示し、図書館員や図書館利用者の皆さんに見ていただき、「図書館の自由宣言」などについて知っていただくことを目的とした展示パネルを作成しています。このほど、最近の事例としてパネルを 1 枚追加しました。

無料で貸出していますのでどうぞご利用ください。展示会場で配布できるリーフレット原稿も用意してあります。

◆パネルの概要 ・B2 横(51×72cm)13 枚

- ・1 枚目 展示パネルの趣旨・略年表
- ・2 枚目 図書館の自由宣言ポスターと JLA の普及活動
- ・3~11 枚目 図書館の自由に関する事例
- ・12 枚目 各地の条例や規程に見る図書館の自由
- ・13 枚目 最近の事例

◆問合せ・申込先日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

電話 03-3523-0815 FAX 03-3523-0841 kikaku@jla.or.jp
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/panel2010.html>

○「図書館の自由に関する宣言」ポスター、はがき

- ・ポスター(B2 サイズ(515mm×728mm)1 枚 700 円+送料・手数料 300 円
- ・はがき 10 枚 100 円+送料実費

※問合せ・申込先: 日本図書館協会図書館の自由委員会事務局

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/jiyusengen_goods.html

○このほど、日本図書館協会のサイトに掲載しているポスター・はがきの図柄に、自由利用マーク(「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク)をつけました。

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/jiyusengen_goods.html

利用の際は必ず次のサイトをご確認ください。 <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>



○図書館の自由委員会からのお知らせは、協会ツイッターアカウントからも提供しています。

冒頭に【自由委員会】と表示していますのでこちらもご活用ください。

日本図書館協会/JLA @JLA_information(https://twitter.com/JLA_information)

○「図書館の自由」ニューズレター 電子版(無料) 申込みについて

受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

宛先: nljiyu@jla@yahoo.co.jp (Eメール: ジェイ・アイ・ワイ・ユー・ジェイ・エル・エイ・アットマーク ~)

件名: 「新規配信希望」としてください。

本文: 個人の場合「氏名・所属等(任意)」、団体の場合「団体名・担当係(者)名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

※2 営業日以内に受領のご連絡をします。返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などで Word 形式をご希望の方はお知らせください。

- ・PDF ファイルをメールで送信します(次号発行時以降に協会ホームページに掲載予定)。
- ・冊子版送付希望の方へは、実費(1 年分 1000 円)にて申し受けます。
- ・冊子版・電子版両方を購読していただくことも可能です。
- ・購読者以外への電子版の転送については、自由に行っていただけます。
- ・電子版をご自身で印刷し、図書館での閲覧に提供いただけます。

2015 年度の最終号です。冊子版送付の方は 2015 年度分の購読料をお支払い済みでしょうか。

冊子版(有料)から電子版(無料)への変更は随時お受けします。ただし 2015 年 8 月以降にご連絡の場合は、実費をご負担いただきますのでご容赦ください。

図書館の自由第 91 号(2016 年 2 月発行)

編集・発行: 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会 年 4 回発行予定。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>

問合せ・連絡先: 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

電話(03)3523-0815(企画調査部直通)

Email nljiyu@jla@yahoo.co.jp (Eメール: ジェイ・アイ・ワイ・ユー・ジェイ・エル・エイ・アットマーク ~)

これまでの目次 <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/newsletter.html>

電子版: 無料 冊子版: 実費・年間 1000 円

冊子版の支払方法: 郵便振替、銀行振込で下記へお送りください。

郵便振替口座番号: 00980-7-224916 加入者名義: 図書館の自由会計係

銀行口座りそな銀行柏原支店国分出張所 普通口座: 205-0045182

名義: 日本図書館協会図書館の自由委員会
